

第四百回 参議院通信委員会會議錄第八号

昭和六十一年四月十五日(火曜日)
午後一時開会

委員の異動

四月八日

柳澤 鎮造君

補欠選任

中村 鋭一君

四月九日

倉田 寛之君

補欠選任

内藤 健君

志村 愛子君

四月十日

中野 明君

補欠選任

服部 信吾君

田代富士男君

四月十五日

田代富士男君

補欠選任

藤原 房雄君

中野 明君

中村 鋭一君

坂山 映子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

大森 昭君

岡野 裕君

長田 裕二君

竹山 裕君

片山 基市君

志村 愛子君

西村 尚治君

宮田 輝君

山内 一郎君

大木 正吾君

中野 明君

國務大臣

郵政大臣

佐藤 文生君

郵政大臣官房長

中村 泰三君

郵政省貯金局長

塩谷 稔君

郵政省通信政策局長

奥山 雄材君

郵政省電氣通信局長

澤田 茂生君

郵政省放送行政局長

森島 展一君

外務大臣官房外務参事官

赤尾 信敏君

説明員

本日、の會議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大森昭君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る八日、柳澤鎮造君が委員を辞任され、その補欠として中村鋭一君が選任されました。

また、去る九日、倉田寛之君、内藤健君が委員を辞任され、その補欠として亀井久興君、志村愛子君が選任されました。

また、本日、中村鋭一君が委員を辞任され、その補欠として坂山映子君が選任されました。

の補欠として坂山映子君が選任されました。

○委員長(大森昭君) 次に、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○片山基市君 これから十三項目ぐらゐの項目にわたります。簡単に質疑を行つてみたいと思ひます。

無線局免許の開設に関する外国性排除の例外措置として実験局、船舶局、航空機局について、外国人等に無線局免許の道を開いているほか、アマチュア局、外国公館の固定局、陸上移動局等については相互主義により外国人等にもこれまで無線局の開設を認めてきておりますが、お聞きしたいのは、アマチュア局については昭和五十六年に外国人等に開放されておりますが、現在外国人等に免許を認めている事例はどのようなものがあるかについて。

○政府委員(澤田茂生君) 五十六年の法改正後、アメリカと相互主義の確立を終えておりますが、米国人に対しては約七十局アマチュアの免許をいたしております。なおこのほか、西欧二カ国と相互主義の確立につきましては、まだ取り運び中でございます。

○片山基市君 昭和五十八年には、我が国に所在する外国公館等について、固定地点間の無線通信が開放されておりますが、我が国の免許を取得している国及び我が国が免許を取得している国はどの国でありますか。

○政府委員(澤田茂生君) 在日外国公館等も固定局を開設し得ることになったわけでございますが、現在五カ国の在日大使館に固定局の免許を与えているところでございます。

ただ、恐縮でございますが、外国側の要請等もございまして、具体的には大使館名につきましては、外交上の配慮ということで伏せさせていただきますと思ひます。

また、我が国の在外公館の無線網、これはアジア、アフリカ、中近東、東欧というものを中心にその整備を進めておりました、現在までにこれらの地域内で十数カ国の無線使用の許可というものを取得し運用を行つておられるというふうに聞いております。

○片山基市君 我が国の場合は国名を挙げてどういふところでやつておられることは言えないんですか。

○政府委員(澤田茂生君) その点につきましてはいろいろな配慮から私もさういふ十数カ国というところでお答えを申し上げさせていただきますと思ひます。

○片山基市君 すると、この無線局の開設によつて外交上について相当利便があるということ以外務省は考えていますか。

○政府委員(澤田茂生君) いろいろ諸外国におきまして本国等との連絡網とか、そういう意味におきましては大変利便のあるものだといふふうに承知をいたしております。

○片山基市君 きょうはそれを聞くのが目的ではありませんが、結局我が国が十四カ国か五カ国やつておるとすれば、その効果についてもひとつ御披露願うのが当然じゃないかと思つています。

次に、昭和五十九年には、陸上移動局、基地局、携帯局、携帯基地局、それから簡易無線局について外国人等にも開放されておりますが、現在外国人等はどんな程度の局数を運用しておりますか。

○政府委員(澤田茂生君) これは昭和六十一年の一月末の現在でございますけれども、アメリカ、オランダ、それからスイス系、こういった外資系

企業に對しまして基地局、それから陸上移動局約百七十局というものに免許をいたしておるところでございます。

○片山基市君 外国性排除に関する規制の緩和措置により十種類以上の無線局について外国人等にも免許を与えることが認められるわけでございしますが、放送の波は有限であり、希少、貴重な電波を利用するに当たつて我が国の国民が不利益をこうむることがないようになつておるかどうか、説明を賜りたいと思ひます。

○政府委員(澤田茂生君) 今回の五条の改正によりまして外国人等にも相互主義によりまして無線局の開設を認めようというところでございしますが、この趣旨は我が国の国際化の進展に伴ひまして国内における外国人、外国法人、それから外資系企業の経済活動というものが活発化してございまして、これら外国人等の国内における諸活動を円滑に遂行するために無線局を開設したいと、こういう要望に對処しようという趣旨でございまして、陸上移動業務等の無線局について、相互主義によりまして外国人等に対しまして日本国民と同様に無線局開設の道を開こうというわけでございまして、この種の無線局につきましては、我が国におきましては広く一般に利用されておりました、また諸外国におきまして、外国人に對しましてこの種の無線局の開設を認めている例というものがあつたということでございまして、したがひまして、このことによりまして日本国民の電波利用というものを圧迫するとか、あるいは我が国の電波利用について著しく不利益をこうむるといふようなことにはならないのではないかといふふうに考へておりますが、いづれにいたしましても、今後の電波利用の促進というを見ましても、今まで以上に電波資源の開発について一層努力をしていく必要があるかと、こういうふうに考へておるところでございます。

○片山基市君 それでは、無線局以外の例えば電氣通信業務を行う無線局、放送局等重要な無線局に関する外国性排除についてはどのような見解を

持つておられるか。

諸外国においてこうした無線局を外国人等に開放している国はあります。

○政府委員(澤田茂生君) この電氣通信業務用の無線局あるいは放送局、こういった重要無線局につきましては大変公共性が高いということでございまして、先進諸国、外国等におきましても外国人に對して無線局の開設を認めているという例はないといふふうに承知をいたしておりますし、我が国におきましても同様の措置を行つていくべきであらうと、こういうふうに考へております。

○片山基市君 わかりました。

電氣通信事業の自由化に伴う電波の有効活用策の一つとしてポケットベル及び自動車電話についての新規参入を可能とするための技術基準が電氣通信技術審議会に諮問され、ポケットベルについては本年三月答申、自動車電話については四月に答申が予定されておりますが、現在NTTによりサービスが提供されているポケットベル及び自動車電話について、その普及状況及び今後の普及の見通しを聞きたい。

○政府委員(澤田茂生君) 御指摘のとおり、三月の二十四日に電氣通信技術審議会の方からポケットベルにつきまして最終答申をいただいております。また、自動車電話につきましては四月末には答申をいただく予定でございしますが、現在ポケットベルはNTTのサービスでございしますが、呼び出しのみのサービスでございまして、この普及状況でございしますが、全国の約九十九%の都市、都市で見ますと約九十九%をカバーをいたしております。そういうところで提供がされておりますが、台数といつたしましては、三月末でございしますが約二百十六万台の受信機が普及しているという状況でございします。自動車電話につきましては全国で約六万台、これは三月末でございしますが、そのうち首都圏は約半分でございまして、首都圏に約三万台の加入者数というのがあるというのが現状でございします。

郵政省としましては、先ほど申し上げた答申を受けまして、今後技術基準の改正等所要の手続を進めて新規参入等に対応したいと考へているわけでございます。この将来の需要見通しということでございますが、電氣通信技術審議会での御検討の資料がございしますが、それによりまして、ポケットベルといつたしましては西暦二〇〇〇年には約六百万台になるのではなからうか。これは、現在行われております呼び出しのみのものが約三百万台、それからこれから開発されて出てくるであろう高機能型というものが約三百万台、こういう見通しを立てておられます。

なお、自動車電話につきましては、西暦二〇〇〇年に全国で約四百五十万台ぐらゐの需要が見られるであらうといふことでございまして、首都圏のような大きな需要が見込まれる地域では大体百万から二百万台の普及というのがあるのではなからうか、こういう見通しでございします。

○片山基市君 そこで、その二つの、ポケットベル、自動車電話について、競争の原理が入る予定に大体なつておるか、今のままなのか、その考へ方について聞きたいと思ひます。

○政府委員(澤田茂生君) 私ども新しいポケットベルそれから新しい自動車電話の参入ということによりまして、競争市場というものをこの分野についても形成していく必要があるだろうといふことを踏まえまして、審議会にも技術基準についてお諮りをしていくわけでございまして、今後そういう形ではいろいろな申請等というふうなものも出てくるのではなからうか、こういうふうな考へておるところでございします。

○片山基市君 それらの見通しの上に立つてポケットベルや自動車電話への新規参入の事業者がどの程度あると予測してありますか。

○政府委員(澤田茂生君) まだ申請の受け付けというところもいたしておりません。聞くところによりますと、いろいろ調査をしているというふうな民間の動きというふうなものも承知をいたしているわけでございしますが、具体的にどの程度の数のものから申請があるというところまで、まだ現在の

の時点では固まつていないのではなからうか、こういうふうな思つております。

○片山基市君 そこで、ポケットベル、自動車電話のいづれについても複数の新規参入業者が見込まれておると思ひます。有限な資源である電波の効率的利用の観点からいへば、必然的に、認められる事業者の数にも限界があり、複数の事業者から申請があつた場合の扱い方について、どのような検討をなされておりますか。

○政府委員(澤田茂生君) 自動車電話、ポケットベルにつきまして、新規参入者によつて周波数を割り当てるかあるいはどのような業務区域を単位として参入を認めるか、さらにはまた、複数の参入を認めるのかどうかというふうなことにつきまして、今現在その方針を検討中でございまして、まだ固まつていないといふところでございします。

○片山基市君 電氣通信の自由化の問題がありまして、そういう案が次々、当委員会においても省としても我々に説明をして、新しい事業が円滑にいよいよ、この事業については附帯業務なのか本業務なのかという議論がありまして、大変議論がありましたところ。そういう意味で、私たちは電氣通信全体が自由化されておりますから格別な異論をここで申し上げませんけれども、公正競争ということや国民のインフラストラクチャーになる舞台が大きくございまして、配慮を賜つておきたいという私の意見を述べさせていただきます。

さて、今後も海上、陸上、航空の各分野において新しい無線利用システムの導入が考へられておるとのことですが、どのようなものを大体今新しい無線利用システムとして考へておりますか。

○政府委員(澤田茂生君) 最近の電子通信技術の進歩それから通信ニーズの多様化、高度化というもの背景にいたしまして、現在郵政省におきまして各種の新しい無線システムの導入について検討をいたしております。

具体的には、航空分野の新しい無線通信システムといたしまして、飛行中の航空機から自宅とかあるいは会社、こういうところと直接電話連絡ができる航空機公衆電話につきまして、これは昨日必要な許可を行ったところでございまして、来月からサービスが開始されるという予定でござい

ます。
海上分野につきましては、東京湾、大阪湾、こういったところの、経済活動というものが大変活発な地域がございまして、こういう地域におきまして、船舶とかあるいは事業所等の相互間の業務通信というものを周波数利用の効率化の高い方式で行う。言うならば海上のMCAシステムというものを導入しようということで検討を進めております。さらに、これは海難救助という観点からと同時に、海上におけるレジャーの促進策ということにもなるかと思ひますが、モーターボートとかヨットとかウィンドサーフィン、ウィンドボートと申しましうか、そういった小型船舶の安全のために、陸上にある基地とそれから非常に小型なハンディー無線設備というものを使用して通信連絡ができる新しい無線システムの導入というのを検討をいたしているところでございます。

なお、陸上の分野でございまして、テレタミナルシステムというものの導入について今取り組んでおります。これは、いわゆる外勤中のセールスマンなどが自分の会社のコンピュータと直接アクセスをすることのできる携帯型の無線機器、これを利用して双方方向のデータ通信というものが行えるようにということで、新しいシステムでございまして、テレタミナルシステムというものの導入。それから、さらに、工場の敷地内とかあるいはビル内で小出力の無線設備を大いに役立ててもらいたいということで、その促進策といたしまして、データ伝送あるいはテレコントロールというものが行えるような構内無線局というものの導入、また、構内無線局につきまして簡易な免許が受けられるようにという手続というふうなことに今取り組んでいるところ

でございます。

さらには、市町村を中心としまして、警察とか消防等の防災関係機関、金融機関とかあるいは医療施設、こういった生活関連機関、それから自治会とか自主防災組織、こういった住民組織というものが包含をしまして、それぞれが相互に通信ができるような新しい防災無線システムの導入というところについて現在取り組み、またその促進方に努めておるところでございます。

〇片山基市君 今お聞きすると、海上も陸上も航空においても大量の電波の需要があり、通信が行われるということでありまして、これらについて行政上落ちのこないように十分に周知もするし、利害の衝突が起らないような強力な指導をお願いしたいと思ひます。

次に、大量の電波需要が見込まれているのとこととありますが、これらの需要にこたえるため、既利用周波数の効率的利用のほかに未利用周波数の開発が必要になるわけでありまして、郵政省として周波数資源の開発についてどのような措置を講じられておりますか。

〇政府委員(澤田茂生君) 電波といひますのは、これからの社会経済の発展とともに大変重要な通信メディアとしてまた広く利用をされるであろうというふうな思いをいたします。これからの高度情報社会の到来に向かひまして、個人とか家庭、企業、地域等、こういう社会のあらゆる分野でいろいろ利用をされるであろう、また、そういう利用ができるように私も努力をしていかなければならぬと思ひつておるわけでございまして、こういうニーズに対応いたしまして、さらに周波数が使えるように、有限な周波数というものの幅を広げようというところで、周波数の拡大のための技術開発というものが必要であると思ひつております。

そこで、具体的には、周波数の有効かつ効率的な利用を図るという観点から、一つは、周波数の共用技術と申しましうか、そういうこと。一つの波をいろんな共同で使うという技術。それから、今まで使っていた波をさらに幅を狭めまして

より多くが使えるような狭帯域化、こういう技術ということについて、既に利用されている周波数帯の再開発という観点でございまして、それに取組んでおるところでございます。

共用技術の例といたしましては、マルチアクセス方式、MCA方式と言われておりますがそういうことでございまして、再開発の例といたしましては、これまで六十メガヘルツ帯とか百五十メガヘルツ帯、それから四百メガ、こういったところの狭帯域化というふうなものをやっておりますし、今後の計画といたしましては八百メガ帯の狭帯域化というふうなことを。それから多くの需要が予想されます移動体通信でございますが、このための準マイクロ波の開発というふうなことを行っているところでございまして。

いま一つの方法は、まだ利用されていない周波数、この周波数帯の新規開発でございます。これは将来多くの需要が見込まれると思われまして各種のセンシングシステム、こういったものの、侵入検知とか自動車などの衝突防止、土木、工業などの計測、こういったようなもののミリ波帯を中心とする高い周波数帯の開発というふうなものをやっているところでございまして。

〇片山基市君 そこで、電波の有効活用策について促進することについては当然であります。一方で無秩序な電波利用や混信妨害に対する対策が十分でなければ問題はあります。電波利用は安全性、信頼性の確保が大前提でなければならぬと考えますが、電波の監視体制の現状はどうなっておりますか。

〇政府委員(澤田茂生君) 先生御指摘のように、電波利用というものがだんだん多くなり多様化してまいりますと、秩序維持を図って電波の有効利用、また本来の通信が確保できるようにということのための電波監視というものの役割というものは大変重要になってくるというふうに思ひつてござい

ます。そこで郵政省におきましては、全国で十四カ所に監視施設というものを設けまして必要なる人員を

配置しまして電波の監視というものをやっているわけでございますが、特に最近における超短波帯の周波数利用の混雑に対処いたしまして超短波帯隔方位測定装置というものを開発をいたしまして、これを設置いたしております。そして、重要無線通信に対する電波妨害対策とか、あるいは不法無線局に対する取り締まりということ等、電波監視体制の強化というものに努めているところでござい

ます。〇片山基市君 私は、百三国会における昨年の十二月三日の本委員会、及び十二月六日の内閣委員会での許可等の規制緩和に関する法案について質疑を行って問題点を指摘したところであります。が、例えば不法コードレス電話、不法に改造されたパーソナル無線など、特に最近新しい形態の不法無線局が横行しております。警察、航空無線など重要無線通信に対する混信妨害の多発について警察庁などは厳しい取り締まりを求めていると思いますが、私は公権力の発動のみを強化しようというものはありません。行政の基本に問題があら

しいかということでありまして。昨年、杉並区防犯行政無線に対する電波ジャック事件など特異で組織的妨害事件も発生しておりますが、不法無線局の現状と問題点及び対策について、昨年の質疑の際よりも前進的に進められているかどうか、前進部分を聞きたいと思ひます。

〇政府委員(澤田茂生君) 不法無線局対策につきましては、監視施設の整備とか機動力の強化というところで努めているわけでございまして。最近の取り組みということでございまして、最近におきましては不法電波の発射源というものを確認するための固定型方探局、こういったものを増設をいたしております。それから、自動車に搭載をいたしまして移動しながら発射源を確認できる新しい移動型方位測定システムというものを開発いたしまして、これを最近配備をいたしました。

さらに、本年の三月に電気通信技術審議会が高性能デジタル型電波監視装置、それから高性能スペクトル自動記録装置、こういった電波監視の

自動化システムの構築に関する技術的条件というものについて御答申をいただきましたので、これを踏まえながら新しい電波監視施設の整備等に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○片山基市君 最後に、決定的な問題点は、我が国においては不法無線局を開設または運用した者に対する罰則規定はありますが、違法な無線機器を製造、販売した者に対する罰則はございません。違法な無線機器の製造、販売を防止する有効な対策についてどのような検討がなされているか、未然防止のための大臣の所見を聞いて終わりたいと思います。大臣から答えてください。

○国務大臣(佐藤文生君) 先般もある医大で受験の最中に電波をとりながら答案を書いたというような事件も起こるようになり、極めて巧妙になつてくるし、しかも機械そのものが民間で不法、違法な無線機器を製造、販売される可能性も十分ありますので、そういう面を考慮して、今先生が言われた御指摘のことを十分頭に入れて検討して対処していきたい、こう考えております。

○大木正吾君 ちよつと本法案と前後いたしますけれども、大臣、中曽根総理が今アメリカに行つておられます、大分大きなショーを繰り広げておられるようでございますけれども、質問通告の中にはなかったかと思ひますけれども、大臣、閣僚といたしまして御関心をお持ちだろうと思ひますので、伺わさせていただきます。

〔委員長退席、理事片山基市君着席〕
 ショーと言いますと自民党の方からやじが出ますけれども、やつぱり次々と選挙を前にいたしますいろいろなことが鮮やかに出てきますので、ひとつ御了承いただきたいんですが、前川委員会が出しました問題を提げて、これ新聞ですからまだはつきりしたことはわかりませんが、例えば日本という国は大体生まれつき資源小国、輸出貿易立国でございます、それについて通訳の關係かどうかかわかりませんが、同つておりますと、輸出国から——この辺から先がちよつと何かオーバー

なんです、輸出が多過ぎるから減らしていこう、あるいは輸入をふやそう、これはまだわかるんですがね、輸入国に転換しようとかというような、通訳の間違ひかどうかかわかりませんけれども、そんな表現があつたり、内需絡みでもって一兆ぐらいの問題などの話が出てきたりして、一方では例えば自動車業界などは製造台数の半分ぐらい輸出していますからね。

そういう問題を本場に産業構造調整等から考えていきますと、やつぱり現地に工場をつくるなり、あるいは自動車工場で別のものをつくるか、一部の工場をスクラップにするか、あるいは話があらましたとおり、部品關係をアメリカのものを使う、あるいは向こうに行つたら輸入するとか、こういう、相当これ時間かかるし、構造調整は大変だと思ひますね。ですから、そういう問題に絡んで大臣御自身どういふようなあのデベート會談についての感想をお持ちでしょうか。それをまず先に伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤文生君) 今総理が帰国の途についておりますが、向こうのお話の内容については新聞報道で知るしか私にはわかりませんけれども、新聞報道面で見ますという、新しい時代に向かつて、二十一世紀に向かつての日本の一つの考え方として、思い切つた社会経済構造機構を改革をして、そしてやらなければ日本は世界の孤児になるという、そういう総理の考え方、そういう考え方を基調にいたしまして、日米間におけるところの諸問題、特に経済問題についての討議をされた、こういうものと想像されます。その中で、アメリカ側にとつては対外経済關係で千五百億ドルといったような赤字の状態になつておられる現実の中から、どのようにアメリカの経済の活性化を図るか、そのためには日本はどのようにして協力すればよいかというところが問題になつたんではなからうかと思ひますし、その三分の一に当たる五百億ドル、円に直して約十兆円の対米赤字に對して、日本としては内需の振興型の経済に、あ

るいは経済機構に転換するという非常に難しい問題に取り組むことの決意を総理は披瀝したんだらうと想像いたします。

したがつて、あの出発の前に総理の諮問機關である経構研の出された内容の中にいろいろと具体案が盛つておられますが、特に郵政省としては郵貯の問題、あの中に郵貯の非課税制度、定額貯金の非課税制度の廃止を含めて検討すると、こういうことも盛り込まれていることも知つております。しかし、経済界の中には廃止あるいは存続を考へていこうという考え方もあるし、また最近の対外リダーの方々の討論の中で、むしろ外国人の方が日本の貯蓄心、日本の持つてゐるこれだけの大きな経済力の根拠を消すような、そのようなラスチックな措置はやらない方がいいんではなからうかといったような声も聞かれておりますので、私といたしましては、郵政省の責任者の一人といたしましては、この一年間、十分にそのようなことを考へながら対処していきたい、こういうぐあひに思つておるわけでございます。

○大木正吾君 安倍外務大臣がおりますので、これは郵政大臣に聞くのはちよつと酷な話でございますが、私は実は参議院の外交・安保特別委員會に所属いたしております、国際経済問題小委員長を約一年間務めてきたわけで、マンスフィールド閣下にもここにお出ましいただきまして意見を聞いたこともありまして、同時にECの代表の方とか、あるいは東南アジアグループの代表の方に來てもらったこともあるし、行動計画をつくつたりたくさん問題をやつてきましたけれども、なかなかもつて實際問題として実効が上がる経過というものは少なかったわけですね。その小委員會は作業を終わりました、各党の意見を述べたもので、現在国会に、まとめたものを本會議に報告する準備をしているわけでありまして、やつぱり外国人との話は、これはもう大臣も御承知と思ひますが、話をして日本語的にその幅とかあいまいさを残すということはずいぶんあります。

そうしますと、これはやつぱりまた難題をかぶつてきて、中曽根さんだけの問題じゃなしに、日本国全体の信用という問題がかかつてきますので、私は、大臣に申し上げることは酷ですが、やつぱりもう少し具体的に詰めてもらう。具体的にどうとMOSSの關係なんか若干舞臺に出てきておるわけで、项目的には自動車の部品の問題とかコンテナの問題が出ていますが、今おっしゃられた貯金のことはよくわかりますが、そういうこと等を考へまして、ぜひこの種の問題につきましては、確かにショーとしても結構だし東京サミットの成功も結構でしょうが、国民全体、国全体の信用を、相当中長期的な話になりましてやうばりしてほしくない、こういう気持ちがありましたので、ちよつと冒頭に伺つたわけであります。

関連しましてMOSS絡みの問題で、通信摩擦について本年の一月十日に安倍・シュルツ會談でまことに結構な成果を上げた、こういう話がございます。ところが、アメリカの下院のマツイ法案が委員會を、向こうで言えば下院の通信委員會です、通過いたしました、上院でも大体似たような法案が委員會を通過しているわけであります、これについて郵政省はどうお考えですか。

○政府委員(奥山雄材君) 米國議會における電気通信貿易法案の状況でございますが、ただいまお話しございましたように、ダンフォース法案が昨年の九月に上院の財政委員會で可決されました後、ワイス・フロリオ法案が下院のエネルギー・商業委員會で可決されまして、またマツイ法案がことしに入りまして下院の貿易小委員會で取り上げられて審議が行われましたけれども、去る四月九日にワイス・フロリオ法案、マツイ法案、それぞれ同様の修正が加えられた上で蔵入委員會で可決されております。

これらの背景につきましては、ただいまもお話ございましたように、ことし一月十日の安倍・シュルツ會談におきまして、過去電気通信分野において日米間で提起されたすべての問題が解決を見

たと、非常に成果があったという日米両政府の共同の報告をいただいたところでございますので、少なくとも電気通信分野における制度的な障壁はなくなったものというふうな考え方をしております。しかしながら、先ほど大臣も申し上げましたように、五百億ドルに上る対日貿易赤字等を背景としたしまして、依然として議会筋においては保護主義の傾向が非常に強いことも事実でございます。

郵政省といたしましては、こういう電気通信貿易法案が議会において取り上げられ、五月には下院の本院議にも取り上げられるかもしれないというふうな危機感を持っておりまして、これに対抗する意味で、手をこまねいてはいるわけではございませんで、いろんな手段方法を講じてこれまでもこれに対する対抗的な対応策を講じてきたところでございます。

具体的には、大臣みずからあらゆる機会をとらえていただきましてアメリカの議員に直接意のあるところを訴えかける、あるいは在日米大使館その他の有識者に対して開放措置の現状を強く訴えるパンフレットをつくる、あるいはアメリカにおいて行われる各種のシンポジウム、セミナーに郵政省の職員を派遣して、開放の現状とといった措置についてPRをするといったような手段方法を講じてきております。しかしながらまだ現時点では樂觀を許さない状況でございますので、これはもう郵政省としては、今申し上げましたような地道な努力を積み重ねる以外に手が無いというふうな考え方をしております。今後とも日米双方の努力でこうした保護主義的な傾向を有する法案が成立しないように最大の努力を傾けてまいりたいというふうな考え方を次第でございます。

○大木正吾君 手元にはこれ資料といたしまして、五十四年以降の日本からの輸出とアメリカから入ってきた輸入額の数字、六十年十一月までありますが、この数字によりまして、一番ピークでもって差の大きかったのが五十九年ですね。六十年に入って相当減ってきていますね。こういった傾向は円高問題と絡めてどういう傾向を

持ちますか。

○政府委員(奥山雄材君) ただいま御指摘がございましたとおり、日米間の通信機器貿易の格差の一番大きかったのは五十九年でございます。輸出が三千二百二十四億円、輸入が二百七十四億円でございまして、輸出入比率にいたしますと十一・七倍というふうな大きな傾向になっております。その後円高傾向が定着してまいりましたので、逐次輸出入のアンバランスも若干は改善される方向にあるかと思っておりますけれども、ただいわれる効果によりまして、本格的な効果があらわれてくるのはことしの後半以降だというふうに見ております。

ちなみに、六十年におきましては輸出が三千六十二億円に對しまして輸入が二百九十八億円で、その比率は一〇・三%でございますので、対前年に比しまして一・四ポイント下がっております。さらに、今申し上げました統計には通信衛星に対する支払い約百二十億円でございしますが、これが含まれておりませんのでこれを含めまして、六十年の輸入は四百十三億円に上りますので、大体五十八年、前々年と同様の水準の約七倍になったということが言えるのではないかとこのように分析しております。

○大木正吾君 そこで、問題はマツイ法案その他のアメリカ議会の動きであります。これについては、外務省はいますか——この法案の扱いはアメリカ的にはどういうふうな今後なるわけですか、教えてください。

○説明員(赤尾信敬君) 先ほど郵政省の方から、上院下院それぞれ委員会を既に通っているというお話でございました。普通、具体的な法案の取り扱いというのは、議会の特に議長等を中心にして合われますが、普通委員会を通りますと今度本会議に送付されて、本会議で投票に付するということになっております。

ただ、その法案そのまゝをかけるのか、あるいはもう全然ほっておく、例えば上院の財政委員会に既に去年の秋通っておりますけれども、その後

本会議で全然審議されておられません。これは一つはその法案を推進しておられる方と、あと議長その他の方々の間のいろんな意思等で決まってくると思えます。他方、下院におきましては、別途オムニバス法案というのを出す動きがあります。特に、下院のオニール議長は五月の中ごろにはそのオムニバス法案を成立させたいという意気込みでやっておりますように聞いております。それは、非常に包括的な法案でして、いわゆる新ラウンドに関する権限を行政府に与えるとか、あとテレコム関係の条項を盛り込むとか、いろんな貿易の各分野にわたる事項が盛り込まれるようです。

ですから、私たちとしては、下院における動き等を特に慎重に見守っていかねばいけないと思っております。私たちは先ほど郵政省の方からも御説明ございましたように、各上院議員、下院議員で議員のスタッフの方とか行政府と、大使館、大使が総動員していろいろと働きかけて、保護主義的な動きを極力抑えるように努力しております。今般訪米されました中曾根総理、安倍外務大臣からも、レーガン大統領及びシムルツ長官に対して、それぞれアメリカ議会の保護主義の動きに対して日本政府の強い懸念等を表明しております。

以上でございます。

○大木正吾君 一般的には、半年間ぐらい実情を見ながら、そしてさらにその一年後に発動。そのときに、本会議で議決するものに対して大統領が拒否権を発動するかどうかと、大体一般的な流れはわかるわけです。

だから問題は、さっき大臣、通信局長も答えられたけれども、五百億ドルを超えて六百億ドルに達しようとするこの摩擦問題について、アメリカ赤字全体の三分の一が日本との関係で、電気通信摩擦は、僕らに言わせると重箱の隅をつつくというのか、内政干渉というのか、極めて不法なことをやっている、こういうふうな考えで、こつちも極めて妥協をした、こういう感じもしているわけだけれども、大体見て金額的には貿易摩擦の中で

三十分の一ぐらいのものですよね。そういうところまでなぜこれほどに上つて、一月十日の日シムルツさんが出てこられて安倍さんと、大成功だと、よくやってくれた、こういうふうな話がありまして、なおかつ議会の方ではこういう問題でもって法案が委員会を通してしまおうという問題は、どうにも日本人的理解ができないわけなんです。

ですから、これは大臣に伺っておきたいのですが、さっき貯金のことを大分強い決意のことを申し上げていただいてありがたかったですけれども、とにかくやっぱりこういつた問題は随分と注目をしておいていただきまして、そして、先端技術が多いですから、結局、先端技術が日本が先行することが気に食わないのか。ただ、中間選挙がありますから、自分が通信関係をバックにして出ている議員の場合にやっぱりそういつた問題もありましようし、もうちょっと奥深く外務省も中身を見ておいていただきたいし、郵政省もそのことについて何か感触があったら調べてもらいたいし、大臣その辺どうでしょうか。

○国務大臣(佐藤文生君) 大木先生の御意見も実は私も同じような疑問を持ち続けておりまして、けさ局長以下全部集まっていたら、少なくとも郵政省の関係において、一月には自由市場の開放をやり、そして日米双方ともお互いにそれを確認し合ったというその直後に委員会保護主義的な法案が通過していくというところは私はアメリカの、向こう側の手法の一つの特徴であるということとを認識して、今後郵政省の職員がアメリカに行つた場合においては、民間機関の動きとそれから上下院議員の動きと行政府の動き、この三つというものを常ににらみながらそこに理解と協力を求めていくという、そういうようなアクションが絶対必要であらう、もしもそれがなくて行政府だけで合意に達したのでは、これは必ず永久にこういう問題は対米外交では浮かんてくるのだからという話をけさしました。

まさに大木先生が御指摘になりましたように、

むしろ私もお願いをすることは、委員長初め通信委員会の先生方がアメリカに行かれて、先生方が行かれるという、私も感じたこととございまして、ワシントンに着いてそこで飛行場から向うの上下院議員に電話しても一時間後に会ってくださいます。ところが、大使なり日本の外交官が行きますとアポイントメントをとりましても三日後とか一週間後というのが現実でございます。したがって、議員外交というものが絶対に対米外交には必要であるとも私も実感を持った経験がございまして、こういうような面についての御協力なりアクションを委員会にしていただければ大変ありがたいと。さらに、向こうの民間の業者とも話し合いの機会をつくっていただく。こういうようなことできょうは実は役所の中で局長以下にそういうアクションを起こそうじゃないか、こういうことをしたわけでございます。

○大木正吾君 総理が大変な約束を、大ぶろしきを広げてやっておられましたから、同時にやっぱりこういった法案の絡みが関係してまいりますので、今後郵政省、外務省ともどもに、今大臣おっしゃったような決意でもって取り組んでほしいことを希望いたしておきます。

次に、法案関係について片山同僚議員から御質問がありました問題で、局長が答えた部分で少し納得のいかぬ点がありますので、また質問させていただきます。

実は相互主義に絡む問題についてですが、国名がどうして言えないか、そのところなんですよね。要するに相互主義というものは日本と相手国との関係の中における大事な周波関係や通信機器関係の相互の問題でございますから、どこの国とやっているかということが国会の中で質疑でもって答えられぬということはちよつとないと思つたこと、これは防衛庁所管の審議ならまたそういうことで逃げられてしまうかもしれないけれども、郵政省の場合には、この法案僕自身は賛成しようと思つてゐるわけですから、賛成法案のよしきをもつてしてもやっぱり国名ぐらゐは教えてもら

わぬとちよつと賛成し切れない感じがするんで、局長どうですか。

○政府委員(澤田茂生君) 相手国の方からそういうふうにとつと国名を公示しないようにという要請もあるというふうな私ども聞いておりまして、そういう外交上の配慮ということで国名については御勘弁を賜りたいということをお願いを申し上げたいと思つてます。

○大木正吾君 これ、間違つてゐるのかもしれないが、たしか手元に幾つかの国の例があるんですが、例えば陸上移動無線局の場合の免許関係、これは相互主義の方とも関係するかもしれないが、アメリカ、スイス、オランダ、西ドイツなんという国が挙がっています。これは間違いありませんか。

○政府委員(澤田茂生君) そういうことでございまして。ただ、私今申し上げましたのは、外国の公使館、大使館、そういう公館が相互主義によつて無線局を持つ、その点について伏せさせていたいただきたいということでございます。その他の局につきましても、外国でどの程度与えてゐるかと、これは必ずしも私どもも実は把握できない面がございまして。ただ、相互主義を確認した国というのは明確にわかるわけでございまして、その国でどのように具体的な免許を与えたかということとはちよつとわかりにくい面がございまして。

○大木正吾君 そのことはその辺にしておきます。

型式認定の問題に絡んで、今度海上関係の問題について。これは国際条約の絡みですから、こういった法案を通すことはどうしても日本の国会としても責任を果たす義務がございまして、これについて、例えばアメリカのものが仮に機器として入つてきました場合、これは日本の郵政大臣の絡みでもって三十七条関係の規定の型式認定の基準は当てはまる問題ですか。

○政府委員(澤田茂生君) 三十七条関係につきましまして、実は前の国会の一括法の中で改正をしていただきまして、我が国で技術基準の型式検定を受けるというところにつきまして、外国において既に受けている場合には二重の検定というものを避けるといふこと、それから行政事務の合理化という観点からこれを省略できるようにということと措置をいたしたいわけでございまして、今回新たに追加をしようという機器につきましても同様の措置というものを適用させるといふふうに考えているところでございまして。

○大木正吾君 無線の機器というのは電話の受信機器ほど単純じゃありませんからね。私たちが心配しますことは、N T Tが結果的にアメリカの電話機器などを購入した場合、耐用年数とかあるいは故障、やつぱり日本の国土の湿度とかそういうものが違ひますからね。そういったことからかもしませんが、粗悪品とはあえて申し上げませんが、故障の多い機器が多いですね。そういったことについて、この問題については心配ありませんか、どうですか。海上における人命問題と絡む問題ですからね。万が一機器の故障でもつてそういうことが避けられぬことがあつたら大変な問題になりますからね。そういったことは間違ひなくいけますか。

○政府委員(澤田茂生君) 今回追加をしようという機器は、これはまさに人命安全のために役に立つと、その意味で設置の義務づけをする。同時に、その機器は各国における主管庁の型式検定に合格したものでなければならぬということとございまして、それはいろいろな環境のもとにおいても十分耐えられるような製品でなければならぬという趣旨でございまして。

そういう意味で、外国主管庁が行つてゐる型式検定、また我が国が行います型式検定、これも基準はいずれも条約等によりまして定められてゐるもの、これに準拠するわけでございまして、したがひまして、我が国の郵政大臣が行う検定と同等の条件に該当するそういう試験を行つてゐるというものを認めた場合に、我が国での改めて二度にわたる型式検定は要りません、こういう措置でござ

います。

それが一点と、いま一つ、個別、具体的にその施設を設置する場合には落成検査、免許というものがございまして、その時点でもチェックをするという、二重のチェックというものがあつたということとございまして、粗雑な設備というものが導入されるということはないものというふうと考えております。

○大木正吾君 ぜひそうあつてほしいし、そうならなければならぬと考えておりますから、監督官庁といたしましての郵政省の所管の中の問題ですから、これからはぜひ安全ということを大事にしながらひとつ対応をしていただきたいわけですね。

次に衛星関係の通信についてちよつと伺ひますけれども、K uバンドの開放問題に絡みまして、結果的に地上局との混信ですね、そういった問題についての対策といひましようか、そういった問題についてはどういふふうに御検討中ですか。

○政府委員(澤田茂生君) 新規参入者といひまして衛星を利用して事業を行いたいという者がございまして。これにつきましては昨年の六月に既に二社につきまして事業許可をしたわけでござい

ますが、そのときに申請といひまして、衛星といひましてK uバンドあるいはK aバンドというものを利用するに要望がございまして、K aバンドにつきましまして、これは地上の混信というものを避けるという観点から、まだ非常に余裕がございましてK aバンドというものを使得つて大に通信といふものを促進をしたいということで、我が国において開発されたバンドでもあるわけでござい

ます。

めているわけでございます。まだこの衛星会社自体が衛星の打ち上げということも行っておりません。ただ、現在顧客の確保という面での営業活動は行っているわけでございますが、具体的な回線の設定というところまでにはまだ至っていないと思っております。したがって、個別にどの地点での受信それから通信というものの回線設定を設計するかという点で、衛星における地上との通信の防衛ということについてはいろいろ検討されていくだろうと思っております。

ただ、そういった面についての技術的なあり方、基準というようなものにつきましては、私も技術審議会というものにもお諮りをし御相談をし、また御意見をいただいておりますので、そういうものを参考にしながら対応をまいりたいと、こういうふうに思っております。

○大木正吾君 いろんな電波がこれからどんどんふえていきますから対応策が必要でしょうが、この衛星通信に絡む問題は、結果的には静止軌道と周波数等に絡みましてITUの場でもって相談されるわけですね。その状況についてはどうなっておりますか。

○政府委員(澤田茂生君) 周波数の割り当てにつきましては、まず一つは衛星自体につきまして現在割り当てられている周波数、それから衛星の軌道位置というものが絡みます。こういった点につきまして、まずは各国がそれぞれ計画をまとめますとITUのIFRB、国際周波数登録委員会の方に申請を出し、これを各国に周知をしていただきまして、各国から異議が出てまいりました場合にはそれぞれ調整を図って、調整がついた上で登録をするという形をとっているわけでございます。現在二社から既に申請が出てまいりまして、私もそれを審査いたしましてIFRBの方に登録に付いての申請をいたしております。この点につきましては、まだ現時点におきましてIFRBの方からはその国から異議というものが出たというふうには承知をいたしておりません。

○大木正吾君 この問題については、特に途上国と先進国、日本との間における摩擦はありませんか。

○政府委員(澤田茂生君) この点につきましては実は昨年も国際会議でいろいろ議論があったところでございます。と申しますのは、先進諸国はいろいろ技術開発等もございまして電波の利用というものが大変盛んでございます。それに引きかえまして途上国というものはこれからまさに電波を利用するということございまして、先進諸国がある意味では先にそういう周波数自体というふうなものを確保してしまおうと後で後発してくる途上国というものがそれが利用できないではないかというふうなことから周波数の分配というものが非常にいろいろ議論を呼ぶという情勢でございます。特に衛星の分野につきましては、静止衛星というものを打ち上げる場合に、赤道上の三千六百キロでございますか、そういう高度に静止をさせるということございまして、軌道の静止位置というものがかなり限定をまいりまして、そこで、赤道の直下の低開国等におきましては、特に自国の衛星静止地点における権益確保という観点から、将来は自国においてもそういうところで衛星を利用したいということで、自分たちも利用できるように対応すべきではないかというところで先進諸国と途上国との間ではいろいろ議論が行われておりまして、それをどう調整するかというところについて本年におきましても国際会議というものをもちまして議論を続けていくということになっていくというのが現状でございます。

○大木正吾君 いずれにしても、申請された二社がございまして、こういう問題について国際会議の中で、立場が有利不利は別にいたしまして、結局会社がそういうことを申請し、なおかつ事業を開始したいというとき、国際会議との関係でも、どうしてもうまく軌道がとれぬとか、あるいは周波数がうまくないとか、そういうことではないようにぜひこれは考えていただきたいと思います。

次に、これはNHKの予算のときにやればよかった問題かもしれませんが、民放との関係でもって郵政省少し、話し合いというか言い合いがあったように感じておりますが、最近テレビ放送用の周波数割り当て基本方針についての修正をした点がございまして、この問題について、民放連盟ですとか、民放の方から異議が出ていたように感じますが、これについての経過をちょっと概括的に話してくれませんか。

○政府委員(森島展一君) 民放テレビのチャンネル割り当てにつきましては、基本的に受信機会の平等を図る、こういうことを政策目標といたしまして、郵政省といたしまして全国に最低四チャンネルの民放のテレビが見られるように、そういう割り当てを最終的な目標として掲げてやっております。こういう方針を立てたわけでございますが、その際、民放の方からは、こういった民放のチャンネルがふえまると既設の民放のテレビ局の経営が大変苦しくなる、こういうことでいろいろ問題だというふうな御意見が出たわけでございますが、私も、確かに新しい局がございまして既設の局にとっては影響が出るわけでございまして、けれども、何といたしても受信者のものとチャンネルを見たい、こういう要望が強いということからいたしまして早急にこの辺を国民の要望にこたえた形で進めなければならぬということで、この一月十七日に現在民放のテレビが二波しか見られない地域、これが七波あるわけでございまして、そのうち七波につきまして三波目の割り当てを行なったわけでございます。それから二月七日には民放が三波見られるということになっております。県のうち鹿兒島につきまして四波目の割り当てを行なった、こういうことでございます。

○大木正吾君 お互いの言い分についてはここにメモがありますからとか言いますが、実際問題として新しい参入局についての開局等の作業はほとんど進行していますか。

○政府委員(森島展一君) ただいま申し上げました新しい周波数の割り当てをいたしました、三波目の割り当てをいたしました七波、それから四波目の割り当てをいたしました鹿兒島、こういったところにつきまして新しい局の免許申請が多数最近出ております。これにつきましては目下審査を進めておるところでございます。なるべく早くその地域に新しいテレビ局が開設されるということのための作業を一生懸命進めておるところでございます。

○大木正吾君 受信機会の平等ということは、これは極めて原則的な問題ですから結構なことなんです。最近の経済動向の反映等につきましても、単にスポンサーが減るかふえるかということについて、それは民放の放送局の関係だということだけじゃ済まされぬと思うんですね。やっぱり貴重な周波数の割り当てでございますから、いわば待つてましたとばかりでもってなるべく常識的な範囲、時間帯でもって局が開設することができ、そういったものに対して許可をしていく、こういったことが私は大事な問題だろうというふうに考へるんですが、許可はしました、地元の方は余り競争し合っていない引張り合っているのか、あるいはどうも経済条件が合わないから、スポンサーがつかないからこれはとてもじゃないけれども手が出ないとか、その辺のデリケートな関係はどう把握していますか。

○政府委員(森島展一君) スポンサーとか広告収入、これに頼って民放が経営しているわけでございまして、新しい局が出ますとそういう広告収入のパイが既設の局にとっては食われる、こういうことで新しい局に対して既設の局は当然警戒をするわけでございまして、新規参入がありますとこういう民放業界も活発になってきますし、地域経済というものの活性化にもつながるということで、そういう広告収入というものの、パイも地域的には活性化していく、こういうことも期待されるわけでございまして、また、過去の例から見ましても、一時的に既設の局の収入が落ち込んでみてもまた何年かするとそういった活性化によってもと

に属するといいますが、新しい局ともども健全な経営に向かっている、こういうことがありますが、地元に置きましてもそういう受信者のたくさんチャンネルを見たいという要望にこたえて新しい局、それから既設の局、こういうものがそれぞれに一生懸命やっていたら、こう思っているわけでございますが、先ほど申し上げましたように、多数の申請が出た場合にそれを早く地元の局の設置というものに結びつけますにはなかなか地元のいろいろな調整もありますし、私どもも大いに努力しなければならぬ点が多々ございますが、これからも努力していきたいと思っております。

○大木正吾君 えてして、これは視聴率関係なり、あるいはスポンサーとの関係等を考えますと番組の低俗化とか、そういったことも走らせるような環境に置いてはいけないということもありましようし、いずれにしても衛星時代ということを展開した場合、少しやっばり将来のこういったテレビ放送用の割り当て基準について三年後ぐらいには根幹的に郵政省自身も考え直すべき時期が来る、こう考えておきまして、民放連との関係をこれほど激しくやり合ったということは余りなかったかと考えているんですが、むしろ下の方から何とかして許可してくれんかと申請がたくさん来まして、さばくの骨が折れたことがあったとしまして、逆に民放連の方からそういった新しいものを許可してくれるなということでも二回もお願いいたしましたか、要請が出たことは、余りケースはなかったでしょう。そういう点等を考えますと、私はむしろ三年後ぐらいに展望した中で新しい放送体系、衛星時代でもありますが、それを含めた中での処理といましようか、展望した中での処理してほしかった、こういう感じがしているんですが、それは局長どうですか。

○政府委員(森島展一君) 先生おっしゃいますように、衛星放送がいよいよ本格化してまいり、こういう時代を迎えるわけでございますが、衛星放

送とそれから地上放送との関係を考えますと、それぞれのメディアの特色ということがございますので、民放テレビということ考えますと、全国の各地域における受信機会の平等といった面では、やはり地上放送で平等を図っていくというのが適当と考えるわけでございます。

そういうことで地上波によって早期に受信格差の解消を図っていく、こういうことが必要だと思いますが、将来的に衛星放送と地上放送というものは、それぞれの特色を生かしてそれぞれのニーズに対応した形で発展していくものというふうな考えますので、私どもその先々の展望を完全に描き切っているわけではございません。その辺はまた勉強中でございますけれども、一応衛星放送と地上放送というものがそれぞれ調和のある発展を図っていく、こういうふうなすべきものと思ひまして、その中で地上波による受信機会の平等を早期に図っていく、こういう考えでございます。

○大木正吾君 ちよつとこれ、今私が質問した問題と矛盾することを申し上げるんで恥ずかしいんですが、私六月の選挙にぶつかっている身分じゃありませんので、これは選挙絡みで、私がこれから申し上げますことは、質問するわけじゃありませんことをまず冒頭に断りまして、大臣に伺いたいでんすけれども、東京都議会から東京地区におけるU局の進出にかかる問題についてたしか大臣の方に陳情等があつてはいるはずなんですが、これについて郵政省御自身、非常に都議会の諸君から会派を越えまして、通信委員会でもこういったことを聞いてくれんかと、こういう話があるものですか、きょうは別に他の党の会派を代表しているわけじゃありませんけれども、私はむしろ最初の方では少し民放とやり合つた中では許可することが早過ぎてないか、こういった意味のことを質問したんですけれども、この方はお願いですからね、そういった意味じゃちよつと前後して申しわけないんですが、東京UHF新局のいわば都民テレビと言つてもいいんですが、これに対して大臣、あれですか、何とか許可していただけるよう

に取り計らつていただけますか。

○国務大臣(佐藤文生君) 東京の都知事から、つい先般、私のところに本人自身が参りまして、前郵政大臣にもお願いしてあると、したがって東京の都議会の動きが東京都民にテレビを通じてわかりやすく放映されるという、そういうチャンネルがないので一波ぜり割り当ててほしい、こういう趣旨だと思ひます。そういうことで、前郵政大臣に次いで私にもお話がございました。そこで、前郵政大臣と同様に、十分検討いたしまして御返事を申し上げますということで、御返事をしておきました。したがって、今許可するとかしないとか、この段階では実は言えないわけでございます。しかし、これも長引くとかおかしなことで、もう二代にわたつて陳情しておるのに結論が出ぬという批判も出るでしようし、また一方、民放連の方からは慎重に扱つてほしいという意見もあわせて出ておることは、これはもう御承知のとおりでございます。

そういうことで、今局長が言つたように、実は全国的に、私が就任すると同時に、二局から三局目、三局から四局目、四局目から五局目といったような、そういったような電波の割り当てを各地域に行ひまして、現在数百から千台に及ぶ希望者が各地域から出てまいりまして、それを今調整しておるわけでございますが、経済的な問題、信用度の問題、そういういろいろな地域の特色がそれぞれ内蔵されておりますので、地域の知事なり、あるいは経済界の代表者なり、そういう方に間に合つてもらつてやっていると今までのパターンで調整をお願いして、一日も早く一本化して実現ができるようにしたい、こうやつております。

ただ、しかし、今までのパターンどおりにやつている、そういうことで貴重な国民の電波をたなざらしに長くしていいんだらうかという実は私疑問を持っております、その手法について、それ以外にいい方法はないんだらうかと思ひけれども、なかなかいい知恵が浮かびません。しかし、その地域における受信機会の均等、特に四チャン

ネルの民放の恩恵を受けている受信者が八〇%にもなつておると。あとの二〇%の方々が二チャンネルあるいは三チャンネルの民放しか見られないという面を見ると、そこに不平等があるわけでございいますから、これは解消せんらぬというスタンスはもうこれは常に考えておりますが、経済的な状況なりあるいは変化なりがやはり五〇年代、六〇年代、七〇年代、八〇年代とそれぞれ環境が違ひますので、今先生が言われたような電波行政の基本的な見直しというものをやはりやる時期が来ているんじゃないかという御意見も私は貴重な御意見だと、こう思つておきまして、特に東京の六局目の問題につきましましては慎重にこの問題には対処していきたい。これ以上なかなかここで御返事ができないというのが苦しいところでございいます。

○大木正吾君 率直な大臣の御苦衷を伺ひました。しかし、いずれにいたしましても東京都議会の各会派の総意だということについて御記憶願つておきたい、こう考えております。

最後の質問になりますが、OTHレーダー絡みの混信関係の問題の心配点について伺ひますが、自衛隊の方ではもう既に既成事実のごとくOTHレーダー設置の準備を進めておるわけですが、これについては、どうですか、郵政省はまさしく領域が完全に違うという立場で、言えば連絡その他一切、自衛隊の方のOTHレーダー設置絡みの問題は一切の公式、非公式の相談は受けないし、こちらからも話を持ち出す、そういうお気持ちはないですか。

○政府委員(澤田茂生君) 現段階におきましては、まだ私ども防衛庁のOTHレーダー関連の情報については承知をいたしておりません。

○大木正吾君 アメリカでもイギリスでも、既にもう十年近く、七、八年前ぐらいに、実際問題として小型OTH型のは試行的にも実用化的にもほぼやつてきておきまして、日本の場合ですと、たしか同じような時期ですが、一九七五年を中心にした前後にシステム四四しですか、

ワーワードスキーターというのを持ち込まれまして、大変強力な電波の発信をされまして、電波障害が長く続いて市民の方々に大変な騒ぎがあったことは御記憶でしょうか。

○政府委員(澤田茂生君) その件につきましては、国会の場におきまして御審議があったというふうな承知をいたしております。

○大木正吾君 それに対して郵政省は当時電波関係の問題としてどのように対応し、指導あるいは対処されたんですか。

○政府委員(澤田茂生君) この所沢におきましてテレビ、ラジオの受信障害が発生しているという指摘がございまして、その点そういう事実があったということでございまして、その後OTHレーダー自体の施設が撤去されたということでごいまして、その問題は解消したというふうな承知をいたしております。

○大木正吾君 アメリカの場合でもイギリスの場合でも、撤去した場合にはこれはなくなっているんですよ。日本でも同じなんです。

ただ、問題は、もっと大型のものがシベリアの奥地四千キロまでも届くようなOTHレーダーがいずれこれはもう登場するわけですね。そうしますと、その所沢の場合の例みたいに撤去したからなくなる、これは当たり前でありまして、問題はこれがあつた場合に電波障害なり混信なりそういったものが、相当これは強力な電波が出てきますから問題だと私は思っているわけですよ。

ですから、本委員会は別に内閣委員会とか安保委員会じゃありませんから、軍事関係のことについてはなるべく避けまされども、私は主として通信関係の電波絡みの問題として郵政省が蚊帳の外に置かれまして一切相談を受けないとか、どの程度の出力のものが出てくるのか、障害がどうなるかについては、やっぱりこれは把握しなければならぬ問題だろと思うんですね。ということとは、逆に言いますと、それで大木正吾君、君はOTHレーダーの設置を認めたのか、こういうふうな解されると困るんですけども、ただ例が前に

もありまして、同時にそういったことが、どうも我々が反対しているにかかわらず事実進行しているかに見えるものですかあえて伺うんですが、大事なことは、所沢のときにあつたような大変な騒ぎになったものに対して郵政省が技術的な問題等含めてどう対応したかどうかが大事な問題なんですよ。仮に今度四、五年後なりあるいは三年後でもいいですが、OTHレーダーで四千キロも届くものが出てきますと、常時今度は、日本列島の裏日本中心かもしれませんが、相当多数の地域に障害なり混信が続くという問題になりますから、その辺についてはやっぱり技術的な面について、撤去したから終わりましたではこれは済まされない問題でして、技術的にこれはわかる方がいらつしやたら答えていただけませんか。

○政府委員(澤田茂生君) OTHレーダーの我が国における設置の問題につきましては、まだ具体的な計画というものを私も実は承知をいたしておりません。いろいろなOTHレーダーというものが開発されつつあるというところは私も承知をいたしてはいるわけですが、いずれにいたしましても我が国におきまして電波の利用という観点につきましては、これは他の無線局との混信を生ずることのないように、そういう検討の上でその使用を認めるということでごいまして、防衛庁のOTHレーダーにつきましても、具体的な話があつた場合につきましてはこれは一般の場合と同様に混信を生ずるかどうかということについて十分検討を行つて対処をしてみたいと考えているところでございます。

○大木正吾君 電気通信局長、国会の予算委員会等にもお出でしようから、これは知らぬことではないと思ひますけれども、大体今度の新しい中期防衛力計画の中の非常に重要な一つの、言へば事業といひましようか、自衛隊の防衛装備としてOTHレーダーが組み込まれることはこれは間違いない事実ですよ。しかも、六十一年から六十五年度ですから、言へば本年からあと四、五年間に、それは上瀬谷に来るのか、今問題になっていま

のは横須賀か——上瀬谷、これは主として第七艦隊と横須賀をつなぐ連絡網ですね。そういうたものも含めたあと二、三カ所についてこういうたものが持ち込まれる、こういうふうな感じのものが記事に一つあります。

ですから私がお願いしたいことは、こういうた問題について一遍所沢の経験というものがあつたわけだから、それがいいか悪いかについてはまた別の解釈でもって、これはもう大臣が担当が違ひますから、総理もいけませんから、私はここでやりません。やりませんけれども、ただ電波問題についてのみ考えた場合に、国民に大変な迷惑をかける、こういうたことは間違いないわけですから、これあくまでも防衛庁というものは全然立ち入る余地がないんだ、こういうたことではまことに困りますので、ぜひこの種の問題について周波、出力、そういうたことについて十分に、言へば非公式でも公式でも結構ですから、説明を聞いて一般の国民や市民が絶対に迷惑ないような形でもって、そう言うのと私が何か賛成論になつちやうて言いくい話なんだけれども、私反対ですけれども、仮に強引にやればそういうた問題起きるから、そういつた現に上瀬谷の新聞記事、こつちこつち出てくる、話が出て記事になつていますけれども、ですからそういう点含めて、郵政省所管としますれば、主として周波あるいは出力の関係からする混信なり妨害問題等が問題でしょうから、とにかく所沢の苦い経験を持つていただけに、当時のことを想起されまして事前の相談あるいは対応策、技術的な問題を含めて検討してもらいたい、このことを大臣、含めてひとつ御答弁願ひませんか。

○国務大臣(佐藤文生君) OTHレーダーの問題については、衆議院の通信委員会でも提案されまして、郵政省としては非常に重要な関心事でございまして、防衛政策上の問題点、我々の立場の問題点というものをよく判別しながら対処していきたいと、こういうぐあいに考えております。

○政府委員(澤田茂生君) 大臣の御指示に従ひまして私どもも慎重に対処いたしてまいりますし、電波の秩序というものが守られるように我々も努力をしてみたいと思つております。

○大木正吾君 これは重ねてお願いですが、やっぱり私はOTHレーダーというものは、日本からヨーロッパを結びまして、そうしてソ連の上空を相当な奥地まで入つていく関係になるわけですから、防衛上の観点で議論すれば大臣と猛烈なやり合ひしなきゃならぬ問題なんですよ。しかし、やっぱりそういうたことはきょうの法案審議にはふさわしくないから、あえて埼玉県の所沢の経験を持ち出して申し上げているわけですね。

恐らく予算委員会の経過等からしますと、六十一年度から始まる防衛計画、今年度から始まるわけですが、この間には二、三年のものと早い時期にこういつたことが具体化しますから、そういうた意味合いで、郵政省はおまえ関係ないとか、そういうたものじゃ済まされぬぞというところが問題ですから、十分にやつぱり出力の問題とか、周波の問題とかにつきましては、中身に入つて、私はこどもで皆さんが答えられないことが起きるかもしれないことについて十分に配慮してもらいたい、このことを申し上げて終わります。

○服部信吾君 まず初めに第三十七条関係について若干お伺いしたいと思ひますけれども、今回の国際条約の改正ですけれども、「海上における人命の安全のため」と、こういうことでこれを改正するということでありまされども、この附属書の第二次改正の趣旨と改正点、この点についてお伺ひします。

○政府委員(澤田茂生君) 今回の改正の要旨と申しますのは、船舶に設置をいたします安全のための無線設備というものの設置を義務づけると同時に、その設置すべき機器につきましては、これは海上における厳しい環境条件のもとにおいても常に正常に作動できるということが要請されるわけでございますので、この環境条件下におけるこ

といった無線機器の技術基準への適合性というものの、これは船舶にただ設置されている状態では無線局の免許を行う、検査を行うことだけでは済まされない問題もございまして、あらかじめその性能とか技術基準に適合しているかどうかというのを確認する必要があるということで、各主管庁の型式検定を受けることを要するというところを条約上義務づけたわけでございまして、その条約を受けての電波法改正ということでもございまして、今回新たに追加されますものは、救命艇用無線電信、生存艇用非常位置指示無線標識、それから双方方向無線電話というのについて新たに追加をされるということになったわけでござい

ます。

○服部信吾君 これを国内的に実施する場合、運輸省の船舶安全法、あるいは電波法、こういうようなことで措置をするわけですが、この点についてはどうですか。

○政府委員(澤田茂生君) 条約の改正につきましてはただいま申し上げたとおりでございまして、この条約を受けまして、船舶安全法の方では救命用の無線設備の機器について船舶への設置義務というものを課するというところを行っておりますし、電波法の方につきましては、条約上主管庁の承認を要する救命用の新たに付け加わります三つの無線設備について、郵政大臣が行う型式検定を受けるということ義務づけるという改正を行うということでございます。

○服部信吾君 この条約の発効はことしの七月一日ですが、こういうふうになつていまして、ある日ですけれども、これ、仮に国内的に実施のための電波法が成立しなかった、こうなつた場合には何か不都合が起きますか。

○政府委員(澤田茂生君) こういう条約で義務づけられた無線設備というものを備えておかなければならぬわけでございますので、しかも義務づけられております船舶というのは、これは外国航路に出るものでございまして、外国におきましてそういう条件というものを具備していない

ということになりますれば、先方に参りましてすぐに必要な措置を講ずるとか、あるいは条約上の義務というものを守っていないということによつて停船あるいはその他の処分というようなものがあるかもしれないというふうな点になりまして、船舶の外国における航行という観点からは大変不都合なことが生じることになるかというふうな思つております。

○服部信吾君 若干ちよつと内容についてお伺いしたいんですが、先ほど局長御答弁ありましたけれども、救命艇用無線電信あるいは生存艇用非常位置指示無線標識、双方方向無線電話、こういうようなことがありますが、これはどんな場合にどのように利用されるのか、それから、これを例えば設置する場合にどのくらいの費用が要するのか、この点についてお伺いしたい。

○政府委員(澤田茂生君) まず救命艇用の無線電信でございますが、これは旅客の多い船舶、これは総乗船者数というものが百九十九人を超えるというものでございまして、こういう船舶が遭難をした場合に備えていなければならない、少なくとも一台の救命艇に常に固定して設置しておく、こういう無線電信の設備でございます。

それから、生存艇用非常位置指示無線標識と申しますのは、船舶が遭難したときに、救命艇に持ち込みまして遭難していることを示す電波の信号を発射いたします。自動的にそれが発射をすることになります。そして、これを受けた航空機あるいは船舶というものが、レーダーによつてそれをキャッチいたしました、その救命艇から発射されている電波の方向に向かって行けば救助をされるということでございます。遭難船舶の発見ということに非常に役に立つ装置、そういう無線設備でございます。

それから、双方方向無線電話、これはポータブル型の無線電話装置でございます。言うならば、普通使われておりますトランシーバーというふうにお考えいただいてもいいかと思ひます。これは船舶が遭難した場合に、その船舶と救命艇との間で

通信を行う、あるいは乗り移つた救命艇相互の間で連絡をとり合うということのために使われるものでございまして。

それから、生存艇用携帯無線装置といふのは、船舶が遭難し、乗組員が救命艇に乗り移る際に救命艇に持ち込んで救助船舶と通信するためのポータブルの、これは無線電信と無線電話が両方できるような装置ということでございまして、価格につきましてはちよつと今資料持ち合はしていただいておりますが、数十万単位ということではなからうかと思ひます。

○服部信吾君 それぞれの無線設備の設置が義務づけられていて、船舶の種類がそれぞれ違つていようでありまして、それぞれ無線設備の設置の対象となる船舶の範囲及び現在の船舶数、これはどのくらいあるんですか。

○政府委員(澤田茂生君) 我が国の船舶局を開設している船舶で、今回の電波法第三十七条の改正によりまして対象になる船でございますが、救命艇用の無線電信につきましては、これは国際航海に従事する旅客船で、最大搭載人員というもので百九十九人を超える船舶というものが対象になるということでございます。これに該当する船舶は我が国では七隻でございます。

それから、生存艇用非常位置指示無線標識、それから双方方向無線電話につきましては、これは国際航海に従事する旅客船、それから総トン数五百トン以上の貨物船で国際航海に従事する船舶というものが対象になるわけでございまして、我が国では千二百三十三隻という数字でございます。

○服部信吾君 現在いろいろな船舶があつて、そして今言われたような無線設備が設置されておるとします。そして今回、この七月一日にこれが施行される。そうなつた場合に、既に今つけている船舶においては、この義務型式検定ですか、これによつて無線設備とかそういうものをつけないとやいかぬ、それとちよつと合わないところがあると思ひます。こういうものに対してはどのようになつていりますか。

○政府委員(澤田茂生君) 条約改正の条文によりますと、本年の七月一日前、この電波法の施行も七月一日ということをお願いを申し上げておるわけでございまして、船舶に設置されたものにつきましては、設置が継続する限り承認を受けることなく使用できるということになっております。

そこで、この条約を受けまして、今回の電波法改正におきましても経過規定というものを設けてございまして、既に落成後の検査または変更検査に合格したものの、すなわちことしの七月一日前に設置を、電波法上の手続を終えて確認をされているものにつきましては、その船舶に設置されている間は、この新しい法律改正の三十七条に規定する検定に合格したものとみなすという取り扱いを受けているわけでございまして、したがって、今免許を受けてつけておるものにつきましては、七月以降もそのまま条約上のものとして使用ができる、こういうことでございます。

○服部信吾君 海上における安全という面からいけば大変に必要なことだと思ひます。

そこで、海上における安全をさらに確保するために、IMO、国際海事機関、この海上安全委員会において衛星を利用した新しい海上遭難安全システム、こういうものの実用化が検討されておる、こういうふうな聞いておりますけれども、そのシステムの概要及び実用化の見通しはどのようなことになっておりますか。

○政府委員(澤田茂生君) 現在新しい航空、海上のための安全を確保するというところからいろいろ技術的な検討等を踏まえ国際機関を通じて検討が行われておるところでございますが、これにつきましても衛星の利用ということで、一つは現在ございましてインマルサットというものを利用する方法、それからいま一つはコスパスサットというふうな衛星、こういったものを利用して新たなネットワークを構成しようということで取り組んでいるということでございます。

○服部信吾君 次に、第五条関係について若干お伺いしたいのですが、今回の趣旨説明によ

りますと、近年の国際化の発展にかんがみ、外国人等の経済活動の円滑な遂行に資するため、外国人等による無線局免許の開設機会を拡大する、こういうことでありますけれども、これはこの十一月に行われた電気通信分野における日米MOS S協議、これは米側国の要求を受け入れてこのような改正を行う、こういう認識でよろしいでしょうか。

○政府委員(澤田茂生君) 今回の改正は陸上移動業務の無線局、これまでにいろいろ外国性の排除というものを解除してまいりましたけれども、それから無線呼出局等について相互主義によりまして外国法人等に無線局の開設の道を開こう、こういうものでございまして、これは今までも何回か外国性の排除の緩和ということをやつてまいりました一連のものでございまして、国際化の進展に基づきまして外国における我が国法人の社会経済活動の円滑化に資するということと、我が国で外国法人の諸活動の円滑化にも対処しようというものでございまして、この内容につきましてはMOS S協議においても米側から要望されているというものでございまして。

なお、陸上移動中継局につきましては、アメリカにおきましては既に我が国に對しては免許を与えているということと、一歩アメリカの方では先に対処をしているというものでございまして。

○服部信吾君 このMOS S協議によつて、先ほど大臣からも御答弁ありましたけれども、電気通信分野における障壁がほとんどなくなつた。しかし、全般的な対米黒字の拡大、アメリカの赤字の約三分の一が日本の黒字だ、こういうようなことでありますけれども、しかしながらMOS S協議の中で、この電気通信分野における障壁がなくなつたといふもののいろいろとききの新聞報道等によりまして、これらに對する不満がくすぶつておる、こういうことでありますけれども、たまたま先ほど大木先生の方からもお話がありました

けれども、一九八六年電気通信貿易法案、これが賛成三十三、反対二、こういうことで圧倒的なもので下院を通過した、こういうことでございまして、上院においてはダンフォース法案、つい最近このような下院においては通過、こういうことですけれども、一九八六年電気通信貿易法案の内容、これはどんなふうになっておりますか。

○政府委員(奥山雄村君) アメリカの上下両院に提出されております電気通信にかかわるいわゆる貿易法案でございまして、内容的にはほとんど同じような枠組みになっております。非常に単純に申し上げますと、アメリカにおきまして、アメリカにおきましてという場合に認定するものがUS TRである場合とそれから商務省である場合があるわけですが、いずれにいたしましても、アメリカの政府がアメリカに對して電気通信の市場を開鎖しているというふうな認められたに對してまず交渉に入る。一定の期間交渉を行った中で協定を結ぶあるいは合意を見つけた場合には、その合意内容なり協定事項の履行状況を判定する。また、その協定が結ばないで非常に貿易上の障壁があると認めた場合について措置をするということと、措置の中におきましてまた二段階に分かれます。今回の修正案におきましては差別的な取り扱いが制度として認められる場合には強制的な報復措置をとる、義務報復と言つております。ところが制度的には開放されているけれども、依然としてアメリカから見た場合に障壁が消えない。つまり貿易上の赤字が消えないといふような実態的問題があると認めた場合には任意的に報復的な措置をとるという二段構えになっております。大体の大まかな枠組みは、そのようになっておりますが、協議をする期間あるいは報復措置をとる期間等は法案によつて若干の差がございまして。

○服部信吾君 どうもこの貿易摩擦の一環としての電気通信分野ということで、今までは要するにトータルなところから日本の対米黒字が非常にけしからぬということで、要するにアメリカ側は非

常に厳しく言つてきた。しかし、それじゃ今度おかしいのもう少し分野的というところで四分野MOS S協議、こういうふうになってきているわけですね。

そういうことを考えますと、先ほど郵政大臣が言われたのとちよつと違ふのじゃないかという気もするのですけれども、要するにこの電気通信分野においては全くクリアしているのだ。しかし、対米黒字が五百億ドル、そういうことでございまして、ある面からアメリカ側としてはとにかくこれからは分野別にどんどんやってくるんだ、そして一つ一つ詰めていくんだ、そういう形でこういふあれになってきているわけですね。これは先ほどお話がありましたけれども、ことしの選挙等もいろいろというふうな気がしますけれども、大臣もう一回この点についてのお考えを伺ひしておきます。

○国務大臣(佐藤文生君) アメリカの下院の動き、また特に歳入委員会の動きなんかを調査してみますと、今度の通過した背景には先ほど言つたようにアメリカ自身が持っているところの千五百億ドルに達する貿易赤字、その背景がもう現実にあることは事実でございまして。そこで西ドイツ、フランス、それからカナダにも同様にさらに電気通信の市場開放その他を迫るというバックグラウンドがやはり私にはあると思ひます。今度の通過した背景にやはり電気通信の市場をそういった欧州の諸国にもカナダにも求めるのだと、こういうような動きがあるやに聞いております。したがつて、その動きに對して我々は保護主義といふものが世界の貿易全体の縮小を圖つていくような結果になるんではないかという懸念を我々は主張しなければならぬと、こういう気がいたします。そういうふうな考え方と自分が持っている、アメリカが持つてゐる千五百億ドルに達するような貿易赤字を少しでも縮小しなくてはならぬといふところにこういう問題が続いていくものですから、先ほど言つたように我々としてはアメリカの議院、それから関係の業界、それから政

府の行政に、こういう機関に通信機器の分野に關しては我々の努力の実績をさらに明確にしていくアクションが必要であるというのを先ほど申し上げたわけでございます。

ただ、こゝでちよつと長くなりますけれども、一つだけ私も勉強しまして、この一月ダンフォースと一緒に来たシンブソンというアメリカの上院議員がおりまして、夜何かべらべら英語で言っているんで、私も余り堪能じゃございませんで、シンブソン氏にさらに通訳を入れてゆつくりと聞きまして、自分は初めて日本に来て、そして十八年上院議員をやつてきたけれども、初めて日本の自由市場体制というものがわかつた、したがつて、議会に帰つて私は保護主義というものがだめだということを聞つていきたい、どうぞ見てくださいますとシンブソン議員がはつきり言つておりました。その中でシンブソン議員が聞うといふのはだれと聞うんですかと私は聞いたので、次の四つのことをシンブソン氏が言つたので、はあそうかなと思つたのでございまして、シンブソン氏の言つた言葉ですがレーシズム、人種差別、すべてそれで物を片づけるという考え方の同僚がいるとか、あるいはエモーション、感情とこゝろがすんでしようか、とにかく相手が悪いんだという感情主義に走る者もおるだろうし、それからフィアー、恐怖心というのですか、そういうふうな集中豪雨的に物を売っていくことに對する恐怖心があるんだとか、そういう考え方の者がおるとか、それからギルティ、というのですか、もろとにかく相手は悪いんだというふうな考え方、我々はおるから、その同僚と私は聞つて、保護主義といふものが世界経済にとつてマイナスであるといふことを言つたシンブソン上院議員の言葉は我々には非常に参考になりました。

そういうふうな中でこの問題がやはりいろいろなことで出てくるんですから、私どもとしては積極的理解と協力のアクションを絶えず起こしていくということが必要であらうということを先ほ

ど申し上げたわけでございます。

○服部信吾君 MOS S協議でいろいろと合意しながら、なおかつMOS S協議の問題について合意した点についてはいろいろ実施されておる、こういうことだと思ふんですけれども、こうした一連の合意事項、これが本当に実施されているかどうか、こういうことが米国との間で事後点検制度、こういうものを設ける、こういうことも言われているようでありすけれども、要するにいろいろな問題があつたときに事後点検制度を設ける、これの状況はどのようになっておりますか。

○政府委員(奥山雄材君) ことしの一月十日に、四分野について日米で安倍・シュルツ間で共同報告が出されましたが、そのときに四分野についての成果がレビューされ、また今後に検討されるべき事項も整理されました。いずれの分野、特に電気通信関係とそれから医薬品、エレクトロニクスにつきましてもそれぞれの一応のそこで締めくくりができましたので、今後それらの各分野についてはフォローアップシステムをつくる必要があるということ、四分野これはすべてでございますが、モニタリングシステムという言葉を向こうは使っておりすけれども、それぞれ約束したこと並びに今後決定すること、約束をしたもの等を含めましてその履行状況について適宜日米間でそれらをフォローアップしていくということが合意されたところでございます。

○服部信吾君 これは、まだ実際にそういうことは行われてないんですか。

○政府委員(奥山雄材君) 電気通信分野につきましては、その後フォローアップシステムは具体的にまだ提起はございません。

○服部信吾君 こういうような法案が出てきたりいろいろしているわけですから、一日も早くそういうものをつくって、そしてそういうような問題があればここでいろいろと今度検討したらいいんじゃないか、このように考えます。

それから、テレビジョンの放送用周波数割り当て計画の修正、こういうことで郵政省は発表して

おりますけれども、この点について御説明していただけませんか。

○政府委員(森島展一君) 我が国で現在のテレビは、NHKを除きますと地域によつて六チャンネルから二チャンネルというふうに視聴可能なチャンネル数が異なっております。そこで、こういった受信格差をなくすということ、すなわち民放テレビの受信機会の平等、こういう観点から最近テレビジョンの周波数割り当て計画、いわゆるチャンネルプランを改正いたしましたわけでございまして、その際、最終目的といたしましては、全国で民放のテレビが最低四チャンネルが視聴可能となるように目標を掲げたわけでございます。ただ、その目標に到達いたしますためには環境条件の整つたところから順次措置していく、こういうことが必要だと考えまして、この観点から一月十七日に、民放が現在二局の割り当てになっております十七県のうち、青森等七県につきまして三波目の周波数を割り当てました。また二月七日には、三局地区の鹿児島に四波目の周波数を割り当てました。今後とも条件が整つた地域に対して受信機会の平等というのを図つてまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○服部信吾君 三波目の周波数割り当て、それから四局目を行った、それから五局目ですか、これは北海道ですか、その申請状況はどのようになっておりますか。

○政府委員(森島展一君) ただいま申し上げましたような周波数割り当てをいたしました地域につきましても免許申請が非常に多数出ております。多いものでございます、例えば長崎県につきまして三百九十三とか、鹿児島につきまして二百二十七、金沢二百九十六、盛岡二百四十、こういったような非常に多数出ておりますので、これはこれから審査をしておるという段階でございまして、早期にテレビ局が開設できるようにしたいというふうに思っております。

○服部信吾君 これからどんどん進めていくのはそれは結構なんですけれども、今まで周波数の割り

り当てを行つていながらなおかつまだ申請ができていないところとか、あるいは予備免許ができていない、こういうところがあるわけですね。例えば四十三年に徳島ですか、こゝへ周波数を割り当てたんですけれども、これはどのようになっておりますか。それから、茨城、栃木、佐賀、こういうふうなこれは四十六年に周波数を割り当てているわけですが、この三県の状況はどのようになっておりますか。

○政府委員(森島展一君) 先生おっしゃいますように、相当古くに割り当てた地区でまだ免許に至つてない県が徳島、茨城、栃木、佐賀といった四県がございまして。これらの県につきましては、例えば徳島の場合申請が百八十は出ておるんでございまして、この申請者の間でなかなか一本化というふうな機運が出てきていないために予備免許というところまでまだいっていない、こういう状況が続いているわけでございます。そのほかの県につきましても、古いものにつきましては多少の動きはあつてもなかなかこの申請がまとまつてひとつ局をつくるという機運が出てこないために時間がかかつておる、こういう実情でござい

ます。なお、長野、熊本につきましては、これは五十九年十一月の割り当てでございまして、これも非常に申請の数がたくさん出ておりますが、これにつきましては、これは比較的新しいものなので、そういう調整の動きを、これから地元の動きを見ながら進めていきたい、こういうふうな思つております。長年申請がそのまゝになつておるものにつきましては何らかの方法を考えなければなら

ないというふうな思つております。

○服部信吾君 周波数の割り当てから予備免許までにかかり時間がかかっている、ちよつと時間がかかり過ぎておるんですね。徳島の場合は四十六年からですかね。それから佐賀なんかでは四十六年からですかね。もう十年も割り当てておきながらなおかつ予備免許もそこまで来ないということですが、電波法上、七条からは、遅滞

なく審査しなければならぬ、こういうようなこともあるわけですね。例えば、チャンネルプランから予備免許までの期間、これは「遅滞なく」というようなこともあらうかと思ひますけれども、この点についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(森島展一君) 確かに、地元の受信者の方々の御要望を考えますと、いつまでも時間がかかるということは大変好ましくないことでございまして、電波法からいいますと、遅滞なく私も審査を進めなければならぬというふうな思つておりますが、地元の状況という実態からしてこれが進んでいないという、大変遺憾に考へるわけですが、余り長くなつたものにつきましては確かにその割り当て、この事態というやうなことがどうだったかというやうなことにしてもやはり長期的な物の見方の中で再考すべきものはしていかねばならないかと、こういうふうな思つて、これからの検討課題というふうな考へております。

○服部信吾君 最後に、この問題、大臣にお伺いしたいんですが、四局化を可能とするため、従来の県域を対象とした放送区域、マスコミの集中排除等の基本方針を変更する御意図はあるのか、この問題に対して大臣のお考えをお伺いしておきます。

○国務大臣(佐藤文生君) できるだけマスコミは集中排除はやつぱりすべきだという、これは原則は守つていかなくちやならぬと、こういううまいに思つております。原則的にそれは考へなければいかぬ。先ほどのまた電波の割り当てについて、今局長からも過去の歴史を背景にしていろいろと考へる時期も来ているという発言がありまし

た。

私も初めて郵政大臣になりました、電波の行政の最高責任者としていたしまして、国民の電波である国民の大切な財産が十年間も十五年間もたまたまになつておるということがいいんだらうかという、私も先生と同じように、何かそこら辺に不信感といいますか、疑問を感じる点がござい

で、こういう問題も含めまして事務当局と十分、先生方の意向もありますので、検討を加えていきたい、こういうぐあいに思っております。

○服部信吾君 最後に、先ほど大木委員の方から話があったんですが、東京の六局化ですね、これは東京都議会が全会一致ということなんでしょうけれども、ある面から言くと民放連の方からも反対が出ておる、陳情ですね。特にまた関東の方の局においては、U局においては、ある面から言えば非常に厳しいと、こういうような考え方もあるし、余り大きな影響を与え過ぎるということ、またこれは都議会からの要望が全会一致ということですが、関東地域のU局の経営者に対しては非常に厳しい影響がある。そういうことで、ひとつこれは大いに慎重にやっていたきたい、こういうことをひとつ要望しておきます。

また、大臣の東京六局化におけるお考えを伺いして質問を終わります。

○国務大臣(佐藤文生君) 先ほど御返答しましたとおり、前大臣に引き継いで都知事から陳情を受けまして、東京都議会における行政府とそれから都議会の各議員の活躍はやはり東京都民に知らしめなくてはならぬというニーズはこれはあるわけで、やはりそれを満たしてあげるといふことは大切なことだと思っております。いろいろ今検討を加えておりますのでございますが、これは、私も、何で東京に民放が五つあって東京都議会の放映ができないんだらうかと。まず、なぜできないんだらうかというのが私の疑問点の一つであります。そういうことも一つ加えて検討し、この六局化については十分時間をかけてそして対処していききたい、こういうぐあいに二つの点から私は問題を絞りまして考えていきたいと思います。民放が五つあって東京都議会の動きがわからないようなのは、なぜわからないんだらうか。これは先生方が知っておられるかもしれぬけれども、その中どこかでも、じゃ二時間、三時間東京都議会の動きを、NHKと同じように国会と同じように民放が

やるぐらいに、反対反対というだけじゃなくして、そういうことのサービスができる、そういう姿勢というものは必要じゃないかな、こういう気持ちはあるけれどもまだ話しておりません。しかしそういうことも含めて検討させていただきます。

○山中郁子君 初めに、アマチュア無線問題にかわりましてお尋ねをいたします。

郵政省の方ももちろん御承知かと思っておりますけれども、これは日本アマチュア無線連盟の機関誌で、略称でJARLというようにですけれども、ここにもことしの総会に対する議案として出されている部分がありまして、そのことに関してお尋ねをしたいわけですが、このように書かれています。

諸外国のアマチュア無線制度、国内のアマチュア無線関係法制度等の情報を積極的に収集、分析し、現行のアマチュア無線制度の改善合理化を促進する。特にフロンパッチによる通信が制度上可能となるよう引き続き関係機関に働きかける。

という項目であります。

それで、このフロンパッチによるアマチュア無線にかけた電話を中継して他の電話につなぐということですね。私、余り、アマチュア無線は自分でしているわけじゃありませんので専門的なことは詳しくはないのですが、要するに、アマチュア無線の方たちが要求していることの内容は基本的に、それはそういうことであるというふうな思ふんですけれども、そしてアメリカなどでは行われているという情報もあるということですが、その中身の問題と、今私が素人なりに解釈をしているその内容の問題と、それから例えばアメリカないしほかの国でも郵政省の方として情報を知っているしやればそれがどのように行われているかを初めにお知らせいただきたい。

○政府委員(澤田茂生君) フロンパッチというところでアメリカと南米の一部で認められているというふうな承知をいたしております。FCCの規則によりまして、FCCの「フロンパッチとオートパッチのガイドライン」ということで「合衆国のアマチュア無線家は、大きな特権がある。アマチュア局やレピータ局を公衆通信システムに相互接続することが出来る。」というふうな箇所がございます。そして、そういうことが認められているというふうな承知をいたしているわけでございます。

フロンパッチの利用実態といえますものについて私どもよく承知をいたしていませんのでございしますが、例えばこういうような使い方があるというふうな私ども聞かされておるわけでございますが、国際間というのを例にとりますと、例えばアメリカのAという人が電話で「A」というのはアマチュア無線をやっている人じゃないんです、Aという人がアマチュア無線をやっているBという人に電話なり何なりで通知をいたしまして依頼をする。そうすると、BがCという日本のアマチュアにアマチュア無線で連絡をとります。そうすると、そのCさんはAさんが話したがついてDさんと電話回線を設定いたしましたして連絡をとるといふことによりまして、AとBの間が電話、BとCの間がアマチュア無線、CとDの間が電話というようにによりまして通話ができる、こういうような利用の仕方もあるというふうなことを聞いています。

ただ、私ども実はアマチュア無線連盟、JARLの方からの具体的な要望というのはまだお伺いをしていない。そういう要望がある、そういう先生がお示しになりました総会議案というふうなものにもそういうものが載っているというふうなことも実は承知をいたしておりますが、そういう意味で、まだ私どもが具体的な検討というところまで至っていないわけでございます。

○山中郁子君 じゃ、ちょっと検討する、こういう余地というのか、そういう柔軟な姿勢というのはお持ちになつていらつしやるわけでしょうか、今の局長の答弁は。

○政府委員(澤田茂生君) 以前は、先生御承知のように、公衆電気通信の独占を守るといふこと

で、公衆電気通信回線とほかの回線の接続ということは非常に限定されたわけでございまして、アマチュア無線との接続ということは当然考えられていなかったわけでございまして。深く検討したわけではございませんが、いろいろ問題があるんじゃないかな。アマチュア自体というのは、これは「個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局」というのが電波法上の定義でございまして。ある意味では趣味の分野ということになるかと思いますが、今申し上げたような公衆回線と接続するということになりますと、例えばアメリカ・日本の間は電話料が要らないというふうなことになるわけで、実益の分野につながるのかなという感じがいたします。

それで、我が国では、アマチュア局に對しましては他人の依頼する通報の送信を禁止するという形になっております。趣味と実益が兼ねられれば一番いいことではあるかと思ひますけれども、今申し上げましたように、そういう実益に着目をして、そういうアマチュア無線局がどつとふえてまいるということになりますと、大変今アマチュアのラインも混雑いたしております、アマチュア本来の趣味を遂行するための運用というものが制限されるということにもなりはしないか、アマチュア局開設の目的から見ていかであるうかという点もございまして、また日本の電話、電気通信事業者の回線と接続するといふことがどうしても必要になつてまいり、そのためのアダプターというふうなものも必要になつてくるわけでございしますが、その場合に事業者との料金免脱効果という面をどう把握するのか、そういうものに対して、事業者がどう対応するかという問題も出てまいります。この接続協定の認可という問題は私どもの問題となつてくるわけでございしますが、それからその場合の技術基準、アマチュアはいろいろな水準がございしますが、そういう場合の技術基準というものが果たして守られて、通信のネットワークとしての質、そういったようなものがどの程度確保されるかというふうな問題も

あるうかと思えますけれども、それと同時に、いま一つ問題かと思えますのは、アマチュア無線の部分につきましては、アマチュア共用の無線でその通話の内容が乗るわけでございますから、アマチュア無線をやっている人は全部その通話の内容が聞けるということになるわけでございまして、そういう意味では、両端は電話回線であっても、中の間がアマチュアの無線で全部聞かれるというような状況というものが通信の秘密保護の観点から見てどうであろうかというような問題もあらうかと思えます。アメリカにおいてもいろいろな条件、制約をつけて、そういうことを認めているというふうにも聞いておりますが、そういうった条件が、ただ条件をつけただけで果たして十分守られるような条件なのかどうか、そういうことを守らせることができるのかというような問題もあらうかと思ひまして、非常に今日の状況から見ると、これを認めるということについては難しい問題があるんじゃないかなというのが私の今の感触でございます。

○山中都子君　今局長が幾つかいろいろおっしゃいましたことは、それぞれごもつともな点もありますし、またクリアしようと思えばできるということも私はあると思うんです。

ただ私も今、性急にこれをやるべきだというふうな立場よりは、やはりちよつと研究していく可能性があるのじやないかということなのです。それは一つは制度上の問題は、禁止条項の問題は法律——省令でしたかしら、そういう点の整備を図つていけばいいわけですよ。もし、それをよしとするならばね。

それで、既に郵政省はいわゆる第一種通信事業者に、例えば第二電電、日本テレコム、日本高速通信などの業者に認可を出しているわけですね。で、通信業者にはその認可を出す。今局長が答えられた電話線、電話とつながり方、システムですね、それについては認可を出していらない。営利を目的としている場合には、その認可が出るけれども、今おっしゃったように、やはり

趣味の範圍というんですか、そういう点でやっているアマチュア無線については同じ機能ですよね、N.T.T.の回線の接続ですね。そういうことで前提的にだめというふうになるというのも、私は制度上、若干疑問——疑問というか、すつきりしないところは残るし、したがって、だからアマチュア無線の方たちの希望なり要望なりに対しても、今回の回線開放なり第一種業者への認可の問題とあわせて考えれば、研究の余地はあるというふうにお考えになっていいのではないかなと思うものですけれども、その点はいかがでしようか。

○政府委員(澤田茂生君) 第一種事業者同士の接続というのは、ある意味では条件が両者の話し合いがつかない場合には郵政大臣が裁定をするというような形で一つの接続というものを認めさせ

ていくといえます。これは、基幹的な通信回線を設置をした第一種事業者同士、このネットワークというものがクローズドではなくして、お互いつながることによってネットワークというものが広がっていくというにより、より通信の効用というものが高まるであろうという観点からでございます。

いまつ、自営設備あるいは端末につきましても、一定の条件を備えているものについては、これは接続をするという建前になっております。したがって、どういうものを接続を認めるか。まずは、これは第一種事業者と当該接続をしようとする者との話し合いということになろうかと思いますが、そういうサービスを提供するかしないかということにもなろうかと思ひます。

それに当たりましては、今申し上げたようないろいろな問題があるということ、いま一つ、アマチュア局というものを認めている電波法上の建前、アマチュア局というのが「個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する」ものであるということでございます、そういう意味で貴重な電波でありますけれども、その中でお互いに節約しながら多くの人が楽しめるようにということをやっている分野でございますので、それにプラ

ス実益をということになりますと、若干ニュアンスも違ってくるのかなというような問題も出てまいりますので、いろいろ難しい問題があるなということでは私は考えているところでございます。

○山中都子君　実益ということに断定的に考えなくともいいんじゃないかなというふうにも思うんです。私もそれを今断定的に申し上げるわけではないのですけれども、基本的にはいわゆるアマチュア無線に携わる方たちの技術的な探求心というのは、向上ですか、そういうところから出てくるものが一つはあるということと、やはり災害時とか、そういうことでは過去においてもアマチュア無線その他が果たした役割というのはあるわけですね。そういうこともやはり考えられるであらうというふうに思います。

そのことに関しましては、したがって日本は世界で何か一番アマチュア無線多いということを伺っているんですけども、そういう方たちがみんなここにJARLですか、日本アマチュア無線連盟に実態的にも結集されていらつしやるようです。ですから、やはりその要望について研究はしてみたいだくということが必要なことではないかと思っておりますので、そのことを申し上げておきたいと思います。

それからもう一つは、やはり同じアマチュア無線の問題ですけれども、結論的に言いますと、いわゆる包括的免許制度にしてほしいという要求はかなり具体的に切実にあるわけですわね。それで、つまり無線従事者に対する資格、その資格免許のほかに無線局の機器についての免許というふうな二重手間の免許実態になっているということ

で、私も大体のことは一応ちよつと調べてきたんですけれども、実際はその辺はどういう免許手続になっているか、ちよつとお教えたいただきたい。

○政府委員（澤田茂生君） 我が国の場合、無線従事者の資格というものと、それから個別の無線局の免許というのは別々に行っておりまして、しかも無線局の免許につきましては、当該操作をする無線設備、これにつきまして個別に検査を受ける

ということによりまして、技術基準に適合しているということを個別的に認定を受けて、そして無線局を開設するというところで制度を構成いたしておりまして、そういう意味で、アマチュアにつきましても個別のそれぞれの許認可ということで対応しているというのが現実でございます。

○山中郁子君　そうすると、この機械をかえるたぐいに申請許可の手続が必要になってくるということになるわけですか。

○政府委員(澤田茂生君) 当初の免許を受けたものの以外について設備を変更する場合は、設備変更の許可というものを受けて行う、こういうことが原則となっているわけでございます。

○山中郁子君 そこで、煩わしさというか、いろいろ二重手間が出てくるといふことで、上級の資

格を取つていて、その資格の範圍については包括的な免許制度というふうにしてほしいというのが当事者たちの希望であるわけですね。そのことは私は余り障害はないことであるし、むしろメリツトの方が大きいのではないかというふうに考えるのですけれども、その点ではどうでしょうか。それから、諸外国ではその辺のことはどのような取り扱われているか、情報をお持ちでしたら教えていただきたい。

○政府委員(澤田茂生君) 無線設備の周波数等設備の設置の有無にかかわらず、包括的に免許するということが包括免許制度でございまして、特にアマチュア局の場合は、技術資格によりまして運用できる無線局の範囲というものは限定されるということもございまして、特にアメリカにおいてアマチュアについて包括免許を行っているという

ふうに承知をいたしているわけでございます。ただ、私どもアメリカの制度と日本の免許制度がかなり根本的に違っている点があるということでございます。まして、アメリカの場合は無線局に使います無線設備につきまして、この製造、販売、輸入について技術基準に適合しているもの以外は製造、販売、輸入を認めない、FCCというアメリカの連邦通信委員会がこれをチェックするという権能

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

を持つておりまして、その点で出回っている無線設備というものは技術基準に適合しているものであると、こういうオーソライズされているというところもございまして、免許の方はその分だけ簡単にいうことで構成をされております。したがって、ある意味ではアマチュアとしての資格がありますと、その人はこのままでのランクの無線設備を運用できますよということになりますれば、その人は町から買ってくれば、合格した設備でございまして、そこまでの範囲は許しますよと、こういうつくりやすい仕組みになっているわけでございます。

ところが、我が国の場合は、これは先生御承知のように、無線設備の製造、販売、輸入等につきましては一切郵政省はノーチェックでございまして、技術基準に適合している適合してないにかかわらず、それは自由ですと、こういう仕組みになつてゐるわけですが、それを無線局として使う場合に我が国の技術基準等に適合しているかどうかというのを免許の際に個別的にチェックをするという仕組みでございます。

そういうことで成り立っているものでございまして、ちよつとアメリカの仕組みとそういう点で基本的な違ふという面がございまして、包括免許という制度になじみにくい制度ということになっているというのを御理解いただきたいと思うわけでございます。

○山中都子君 ちよつと余りよく理解できないところもあるんですけども、今のあれで要するにアメリカでは包括免許制度ということになっているということですね。それで中身がハードの関係が違ふということばかりでしたけれども、先ほど私、日本は世界で一番多いというふうに言いましたけれども、私が伺ったんでは七十万と一口に言われているようにも思いますが、それが違つていたらまた正しい数字を教えてくださいたいんですが、七十万からのアマ無線のチェックが実際に行われるんですかということがありますよね、だから、ちよつと素人なりの考え方もしれませんけれども、

れども、アメリカがやっているようにコールサインでチェックをするということはできるんじゃないでしょうかと思うんです。

それと同時に、あるいはどうしてもチェックで問題があるというならば、五年ごとの再免許時のチェックということでも十分ではないかというふうに考えられるんですけども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(澤田茂生君) この点につきまして、実は具体的なアマチュアの包括免許制度についての私ども要望をまだ承知していないわけでございますので、そういう意味では勉強不足な点も実はあるかと思ひますが、アマチュアは我が国において六十万、先生七十万とおっしゃいましたが、大体似たような数字かと思ひますが、かなり多い数字のアマチュアの方がいらっしゃる。いろいろ積極的な活動をしていらっしゃる方も多いわけでございますが、このアマチュア局について、やはり楽しんでアマチュアの実を上げていただくと同時に、他の電波に対する障害にならないと申しましようか、秩序を守っていくということも重要なことでございまして、そういう観点から無線設備については他に妨害を与えないような無線設備であるということとをまず設置の段階で保証して、それをまず開設の条件にするという建前をとっているわけでございますので、任意にそれを追加いたしました、これが適合しているかどうか、実は郵政省の方でコールサインで識別をして電波でそれをチェックすべしということになりますけれども、これはなかなか実行上難しい問題があるのかなという気もいたしますし、アマチュアの資格別に呼び出し符号を今から再付与するということもいろいろ問題があるいはあるのかなという気もいたしますし、再免許の際にチェックするということもこれは必要なことかと思ひますけれども、その間におけるある意味では制度的な保証というもののないというふうなこともなかなかないうわけでございますので、電波法がとっておりま

いうふうには実は考えているところでございます。○山中都子君 私は、また別な面ではかなり事務の簡素化になると思ふんです。

それで、私の今質問している立場というのは、もちろんアマの人たちだけがより十分楽しんで人様の迷惑のことを考えなくていいなんて、そういうことに立っているわけじゃないわけだけれども、そのことに關して言うならば手続の簡素化にもなるし、それから指定事項の変更のときに、現在かなりやつぱり日数がかかるらしいですわね。数カ月という陳情も、陳情というか、実態を訴えられる声もありますし、ちよつと郵政省にお伺いしたところではそんなにみかかつてないというお話でもありましたようにも思ふけれども、その辺の指定手続の変更のときにかかる時間なんかも節約というか、もつとすっきりいくわけでしょうか。そういうことなどについても、まあ今すぐどうこうということではないというところは繰り返して申し上げますけれども、今後の課題として御研究いただけないでしょうかということをもう一度。

(理事片山基市君退席、委員長着席)
私、結局、前の問題と二つ申し上げました。このアマチュア無線の問題で局長から御答弁いただいたら、大臣からちよつと御所見を伺いたいと思つております。

○政府委員(澤田茂生君) ただいまの変更申請の処理に時間がかかる、こういうったものの簡素化にも役立つではないかという御指摘でございます。私どものアマチュアの変更申請のうち二種類ございまして、実は変更検査というものを要しないようなものにつきましては大体標準処理期間として一カ月というふうなことでいたしておりました、そういう処理期間内に処理するように努力をするよう指導をいたしているところでございますが、しかし、変更検査と実際検査を要するようないふ意味では大規模な検査と申しましようか、例えば無線設備の空中線電力が百ワットを超えるようなものについては変更検査を要するというようなものがございますけれども、そういうったような

場合には二、三カ月、実際にそちらに出向いて検査をするということがございますので処理期間を要するというような場合もあるかと思ひます。

私どもも行政事務の簡素化として申請者の御要望にできるだけ早く対応するようにということについてはいろいろ今後とも努力をしてみたいと思つていまして、その点でございます。

○山中都子君 時間が余りないので最後に大臣に御所見をまとめて伺います。

もう一つだけきょうのこの法案審議に際して明らかにし、お約束もいたしたいのですけれども、今回の電波法の改正の一つの柱というのが外国人、外国法人、外資系企業に対しても自営用として使う限り免許の対象にすると、そしてさらに、無線標準移動局、陸上移動中継局、無線呼出局も免許を与えると、これが一つの柱でございまして、私どももこの法案について賛成の立場をとっているものでありますけれども、当然のことながら日本人、日本人法人それからそうした日本の免許申請に対してはもちろん問題なくそうした免許が与えられているのだと思ひますが、ここ一年間でも結構です数年間になつても結構ですが、申請件数それから免許件数それから免許しなかつた数ですね、そういうものがあるのかどうかということについてお聞かせをいただきたい。

○政府委員(澤田茂生君) 当面、今回の改正にかわりのあります陸上移動局の関係でございまして、昭和五十五年と昭和五十九年度の五年間における陸上移動局の免許申請局数は合計で三十五万六千局ということでございまして、なお、基地局につきましては同期間でございまして、一万五千局、そしてこの申請はすべて認可をいたしております、免許申請を拒否したという事例はございません。

○山中都子君 それでは最後に大臣に御所見を伺いますが、先ほどアマ無線の関係で私二つの問題について、郵政省としても、実際にアマチュアに携わっている方々からの要望ということであるので研究をしていただきたいということでも申し上げ

ました。

そのことと、それから最後に申し上げましたことは、局長の方からはこの期間の件数について数のお示しがありましたけれども、日本人それから日本法人の申請に対しての許可をしない、免許を与えないという事実はないということでございましたので、それは今後ともそういう意味では当然のことながら申請に対して免許を与えないということではなくて、ないからこそ外国人にもと、こういうふうになつてきているのだということの確認というか大臣のお考えを伺いまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(佐藤文生君) アマ無線に対するところの先生の御指摘も私もここで実は勉強させていただきまして、基本的に無線の資格を持っている人に対して包括的に許可したらどうですかという、それが簡素化になるんじゃないですかという御意見ですね。それに対して、そうでなくして資格者が今から無線局を開設すると、そういうことについてその無線機の周波数その他でもって免許を与えると、こういう二段方式じゃちよつと複雑じゃないですかと、こういう御意見ですね。

どういふことだつて……

○山中柳子君　大きく言いますとそういうことです。

○國務大臣(佐藤文生君)　私も勉強しながら聞きましたので、整理いたしまして、いろいろと示唆がございましたのでそれなりに勉強させていただきます。

なお 外国人に対してはより開放するということとでこの法案を出しているわけでございますので、そういう考え方で対処していきたい、こういうふうに思っています。

○山中都子君　今の質問の最後のところは、外国人に対して開放するという法律なんだから、当然のことながら日本人、日本法人の申請に対しての制限についての制限があるみたいなことはないです。すねということでお伺いしました。

○国務大臣（佐藤文生君）　わかりました。そうい

う趣旨をよく考えまして日本人に対しても……

○山中郁子君 対してもつて、そっちが中心なんですよ。

○国務大臣(佐藤文生君) 日本人に對ししても
チェックをしたりなんかするようなことはなるべく
避けてできるだけ簡便に免許がお与えられるよう
な体制でいきたい、こういうぐあいに思っており
ます。

○田英夫君 今回の電波法の一部改正は、いわば国際間にかかわる問題といましようか、そういう趣旨、二つの面からいってもそういう意味だと思ひますので、やや国際的な問題に関連をして伺つてみたいと思ひます。

ちょうど今、中曽根総理が訪米をされまして東京サミットを前にして日米間の経済問題なども話し合われ新しい局面を迎えているということでもあります。そこで、昨年の春、例のMOSS協議が始まりましたときに通信機器がその四つのうちの一つにされまして非常に注目を集めたわけでありますけれども、この日米間のMOSS協議の中で通信機器という点については既にクリアしたというふうに郵政省はお考えですか。

○政府委員(奥山雄材君) 昨年一月二日のロスにおける中曽根・レーガン会談以降、MOS協議の場が設定されまして一年有余にわたりまして日米間で精力的に話し合いを続けてまいりました。その間、まず電気通信から始まりまして次いで無線の分野に移りましたけれども、途中を省略いたしまして、結論的に申し上げますならば、本年一

月十日の安倍・シュルツ会談の中で日米共同報告という形で声明が出されました。そこに集約されておりますが、電気通信の分野においては日米双方の間で提起されたすべての問題を実質的に解決し著しい成果をおさめたということがうたわれております。これによりまして実質的に日米間の電気通信分野にかかわる諸問題についてはほぼ解決を見たと思っております。

ただ、一月十日の共同報告の中にもございますが、今後検討されるべき問題として二点だけが述べ

べられております。一点は、電気通信の機器にかかわる商慣行の問題でございます。多少具体的に申し上げますと、系列会社からの調達等あるいはファミリ―企業からの調達を意味するもののようにございますが、エレクトロニクスと同様電気通信信についてのその問題がなお継続案件として提起されております。もう一つは、通信衛星並びに放送衛星にかかわる日本政府の政策の明確化という問題がなお残されております。この二点につきましては、今後フォローアップを行う中で日米相互間で話し合いを行っていききたいということで決着を見ております。

○田英夫君 ちよこと細かいことに触れていきたいと思うんですが、今おつしやつたように、まず通信機器から始まつて電波といひますか、そういう關係に移つていったという中で、ちよつと古いんですが、昨年のおちようど小山事務次官が向こうへ行かれて大変苦勞をされていろんな話をされたことも承知をしておりますが、相手のオルマー商務次官の方から昨年の春に、三月ですか、いわゆるオルマー書簡が来ていると思いますが、この中でこの委員会でも當時問題になりました。ちようどその時期はN T T關係の法案がこの国会で審議をされておりましたこともあつたと思いますが、オルマー書簡の中に、端末機器の技術基準をネットワークへの損傷防止に限定するという意味のことがあつたと思いますけれども、これについてはこの委員会でも大分いろいろ議論が出た点ですけれども、結果的にはこれどういふことになりました

すればいいような問題、いろいろそういう整理をいたしまして、電話が確実につながることを保証する技術基準、それから通信の秘密を確保する技術基準、ネットワークの損傷を防止する技術基準、それから人体の安全を確保する技術基準、こういうようなものに限定をして技術基準の整理をしたということです。

この点につきましては、実は日米の非常に技術的、専門的な話になるものでございますので、日米で専門家グループというものでいろいろ討議をいたしました。そこで整理をし、両国において合意を得たということでございます。

○田英夫君 いや、実は私自身もこの委員会では端末機器と言うとあれですが、素人っぽく言えば電話機の性能の問題について技術基準といえますか性能の問題について伺った記憶があるんです。といいますのは、当時アメリカ側の関係者が見えましてこういう話をされたんですね。つまり、日本では技術基準が非常に細かく規定をされていると。しかし、アメリカ人の感覚からすればそんなものは一切要らないじゃないかと。少し音の質の悪い電話機でも、もし質が悪ければそれは消費者が選択をする、あるいは質が悪けれど安いということになれば、倉庫の電話なんていうのはそういうものでいいということで、それだけに需要があるじゃないかと。そういうことは消費者に任せるとというのがアメリカ的考え方だという意味のことを言ってこられてまして、そんなことも伺った記憶があります。

それでお聞きしたんですけれども、その辺に端的にあらわれているように、日米経済摩擦の根幹にある意味では触れている問題だと思ふんですけれども、アメリカの哲学と日本の哲学といましようか、そういうものの違いが根底にあるんじゃないかというふうに思ふんですけれども、大臣は当時おられますでしたけど、今のような問題、お聞きになつてどういう御感想か、今後これ尾を引くおそれがあると思ふんですが、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤文生君) 端末機器というのがわかったのがつい先般でございまして、それが電話機である。なぜ電話機と言わないんだらうかと思つたんですが、電話機を端末機器と言うんですね。

それから今度は、アメリカ製品と日本製品は、今先生が言われたように、そういう考え方がやっぱりあるんですが、アメリカの電話機がデパートに売られておるのを見ると相当値段が高い。そして、この前ダンフォースさんが来たときに、よい品物で声がよく聞こえて、そして値段が安い品物をつくつて日本の東京市場でどんどん売つてくださいますよ、と言いました。ところが、よくわかつておるのと、こう言つておるんですけれども、現実にアメリカ製の電話機をつけた方の話を聞いてみると、やはり日本の電話機の方が音楽みたいによく聞こえと、こう言うんです。私だけじゃなくして、そのチュニジアの大使の家にこの前行ったことがあるんですよ。そして、その大使は電話機でございまして、もう各部屋に二台ずつ電話をつけて十何台つけておるんだそうで、それで自動車までつけておると。どこ製の電話でございましてか聞いたたら、日本製の電話をつけておると。なぜつけておるんですかと聞いたら、もうこんな世界各国の中で声がよくて明瞭に聞こえる電話機はないと、こういう評価をしておりまして、これはアメリカの企業も大いに頑張つて日本の市場で日本のニーズに合うような電話機をつくつてくださいますよ、と言つておるんですけれども、今先生のような御意見の、やはり物の考え方が若干違ふようであるという印象は私も受けております。

○田英夫君 やはりオルマー書簡の中でもう一つ伺いたいのは、新電電、つまり今いわゆるNTTですが、による内部相互補助を防止するための措置を決めなさいと、こういう要求があつたようにすけれども、これは結果的にどういうことになりましたか。

○政府委員(澤田茂生君) 公正な競争市場を電氣

通信市場において形成をしていこうということでも電氣通信事業法ができ、電電の民営化というものが行われたわけでございまして。

いずれにいたしましても、まずは全国的にネットワークを張つておるNTT自体が競争市場に立つ場合に、明確な経理に基づいた料金、サービスというものを提供していくということによつて初めてフェアな競争が確保されるであらうということとでございまして、その点につきましてはアメリカにおいてもそれぞれ競争の原理を働かせる電氣通信分野の開放におきましてもそういう配慮がされておるわけでございまして。新規参入者側におきましても当然そういうことは要求されるということとで、会計、経理等におきましてそういうことを明確にする、また、料金算定に当たりましてもそういう点で厳格に守られた原価に基づいた料金というものが算出されるようにということで、私どもも料金についての考え方というものを明示するという形で対応してきたところでござい

○田英夫君 このオルマー書簡が出ては一年たつわけですが、その後の皆さんの御努力で、私の聞るところでは十三項目にも及ぶアメリカ側の要求がほとんど満たされる形で、あるいは日本の主張ももちろん守りながらですけれども、今典型的な例を二つ伺つたんですけれども、やはり越えておると、クリアできておるといふふうに私も理解してはいるんですが、にもかかわらず、一方でアメリカの方の議会の動きは依然として微妙なものがあるようですね。

ついでこの四月に入つてから、下院の歳入委員会で電氣通信貿易法案が可決されたという報道があります。まあ上院の方でも例のダンフォース委員のダンフォース法案というふうなことの動きがずっと依然として続いていると。あるいはマツイ法案とか、いろいろ議会の動きが上下両院とも依然としてくすぶつておると言つては悪いんですけれども、動きがあると。その根底にあるものは、アメリカの特に議会筋は、日本側の努力に

もかわらず、まだ何となく理解が行き届いていないんじゃないかと思はれる節がありますけれども、このアメリカの議会の動きについては郵政省はどういうふうな考えでおりますか。

○政府委員(奥山雄材君) ただいま御指摘にございまして、アメリカの上下両院でそれぞれ電氣通信にかかわる保護主義法案が依然として審議がされ、あるいは委員会においては議決をされているような状況にございまして。

最初、非常に燃えておりました上院の方は昨年の九月にダンフォース法案を委員会でも可決いたしました後ことしに入つて動きはとまつておりますが、逆に最初出されておりました下院の方が、先ほどのお話にもございまして、四月に入りましてこれまでもそれぞれの委員会でも可決されておりましたワース・フロリオ法案及びマツイ法案、それぞれを若干の修正を加えて一本化した同じ内容のものにして歳入委員会で議決しております。

今後、これについては下院のオニール議長は五月下旬にでも包括法案、いわゆるオムニバス法案に取り込んでいきたいというふうなことも漏らしておりますので、非常に予断を許さない状況になつたと思つております。これは日米双方の政府の間では、少なくとも電氣通信にかかわる貿易上の制度的な障害は除去されたということで完全に意見は一致しているわけでございまして、米國議会におきましては五百億ドルに上る対日貿易赤字の問題、あるいは中間選挙の問題等といったようなもの、さらには日本との間では一応片づいたけれどもカナダ、フランス、西ドイツといった諸国との電氣通信にかかわる制度上の障壁が依然として存続しているといったようなことに立ちを覚えておるようでございます。

したがいまして、日本国郵政省といたしましては、せっかく日米双方の政府の努力でこれだけの成果を上げたわけでございまして、それが議会筋にも浸透するように、あらゆる機会をとらえて、大臣みずから率先して米國の議会の議員初め

有識者にお会いいただいて意のあるところを訴えていただいたり、あるいは在日の米大使館その他在米商工会議所等に周知物を配布してみたり、あるいは記者会見を行つて開放措置の現状を訴えたり、あるいはアメリカで行われますセミナーあるいはシンポジウムに郵政省の職員を派遣して、これまでの開放措置について理解を求めるといったようなあらゆる手段を講じて現在努力しているところでございまして。

一つの方法による決め手はないと思はれますので、これからもあらゆる機会、あらゆる手段を講じて粘り強く努力を続けることによつて電氣通信にかかわる貿易法案が可決されることのないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○田英夫君 先ほどからのお話にもありましたように、私も郵政省の皆さんの御努力で、さつき出しましたオルマー書簡もほとんど乗り越えられておるし、政府間では今お話ありましたように、去年の今ごろに比べれば、ちょうど小山次官が向こうへ行つておられたときに私も訪米して、この通信機器の問題で非常に考え方が違つたというところを言われたんですけれども、それが一年間で随分変わつてきているという印象を持つんですが、依然として議会はなかなか理解をしてくれない、こういう状況だろうと思ひます。これは郵政省関係だけではなないかもしれませんけれども、特にこれからハイテクの問題あるいはニューメディア絡みの問題というふうなことで、郵政省絡みのこういう問題はこれからいろいろな問題が残る、あるいはむしろ大々的な可能性があると思ひますので、最後に大臣に伺ひたいのです。

こういう状況を一つ乗り越える方法は、アメリカの政治家、つまり議会の人たちに正しい認識を持つてもらふということに尽きるんじゃないかという気がしますが、国会でも終つて参議院選挙でも終わったあたりになるかもしれないんですが、訪米をされて議会同士の率直な話し合いをされるというふうなことをお考えにはなりません

か。最後にそれだけ聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤文生君) 今、田先生も言われたとおり、まさにそう、先ほども私もちよつと意見を言つたんですけれども、私のつたない経験で、対米外交に限らず、議会同士の交流というのがないと、日本はどちらかというと外務省だけの一本やりでやつておつた過去の例から見まして、政府間同士で話ができてもそれはもう三〇%だと、あとの七〇%は議会同とそれからアメリカの民間の企業者、それと日本の国会議員とがもう何回となく話し合う、そういう説得と理解と協力をやつていく、こういうローテーションがないと対米外交がうまくいかないというのは先生と同じ意見でございます。

したがつて、委員長さんをお願いしますが、けれども、ぜひひとつ通信委員会、そういう目的でアメリカの議同人それからアメリカの電気通信に関する民間企業、そういう方々との交流を積極的に行つていただく、こういう機会をお願いし、行政は行政としてやりますけれども、その御協力をぜひいただきたい、こういうぐあいに思つてゐるわけでございます。

○田英夫君 終わります。

○委員長(大森昭君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

電波法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森昭君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森昭君) 次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐藤郵政大臣。

○国務大臣(佐藤文生君) 郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金振興会の経営の活性化のため、その役員の選任が自主的に行われるようにする等により、その経営の自立化を図るとともに、郵便貯金事業の合理化、効率化の一環として郵便貯金の取り扱いに関する事務手続的事項の省令委任を行うこと等関係規定の整備を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、郵便貯金振興会の役員である理事長及び監事の選任については、郵政大臣の任命を認可に改めることとしております。

第二に、郵便貯金振興会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を置くこととしております。

第三に、その他郵便貯金の取り扱いに関する事務手続的事項の省令委任を行うこと等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、郵便貯金振興会の評議員会の設置等に関する規定については公布の日から三カ月を経過した日から、その他の規定については公布の日からといたしております。

以上がこの法律案を提出した理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださ

いますようお願い申し上げます。

○委員長(大森昭君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

〔予備審査のための付託は二月二十五日〕

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案